

【公募説明会資料】

令和3年度（補正）

**災害時の強靭性向上に資する
天然ガス利用設備導入支援事業費補助金**

令和4年3月30日

一般社団法人 都市ガス振興センター

申請者の皆様へお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター（以下、センター）の補助金の原資は、経済産業省から交付決定を受けたいわゆる公的資金であり、その執行にあたっては、当然のことながらコンプライアンスの徹底と交付ルールに則らなければなりません。

センターの補助金の申請にあたっては、以下の点を十分にご理解の上、各種手続を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行うにあたっては、事前に交付規程、公募説明会資料等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを十分にご理解ください。
2. センターに提出する書類や資料においては、如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り、厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたときは、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称、および不正の内容については、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付や手続代行業務を、一定期間停止する等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等が適用される可能性の有無に関して、所轄警察署に相談することがあります。

目 次

1. 事業の趣旨	2
2. 事業のスキーム	2
3. 申請から交付までの流れ	3
4. 補助事業制度について	6
5. 事業の内容	13
6. 補助事業申請に係る提出書類	19
7. 申請およびお問合せ先等について	23
◇ 別表1	25
◇ 交付申請書類の作成手引き	45

本「公募説明会資料」は、記載内容を変更することがあります。

変更が生じた場合は、都市ガス振興センターの
ホームページにてその旨をお知らせしますので、ご留意ください。

都市ガス振興センターホームページ <http://www.gasproc.or.jp/>

1. 事業の趣旨

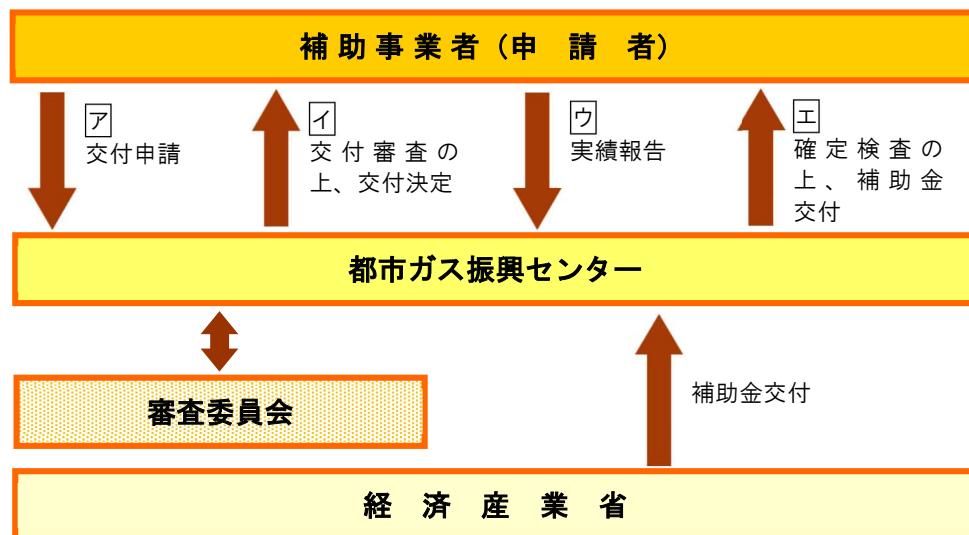
近年、我が国においては、地震や集中豪雨、台風といった大規模災害の発生頻度の高まり、それに伴う停電などのインフラ機能障害の発生増加など、市民の生活環境に甚大な影響を及ぼす事態が生じており、こうした事態に備えた避難所等はその必要性が一層高まっています。また、昨今では新型コロナウィルス感染症をはじめとした感染拡大対策等として、自宅が安全な場合は自宅にとどまる、避難所以外の安全な場所に避難するといった分散避難が勧められています。

このような状況において、風水害の影響が少なく耐震性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管等によって供給を受けている避難所等に、停電対応型の天然ガスコーチェネレーションシステム（ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池。以下、停電対応型CGS）や、停電対応型の天然ガスを燃料とするガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（以下、停電対応型GHP）を普及させるとともに、こうした停電対応型の天然ガス利用設備を備えた避難所や、避難所等以外に避難する被災者に対して物資・食料・情報等を提供する機能を持つ避難所等を普及させることは、従来にも増してその重要性が高まっています。

また、産出地域が世界各地に分布しており、化石燃料の中で燃焼時の単位発熱量あたりのCO₂排出量が最も少ない天然ガスを燃料とする設備の普及を促進し、天然ガスシフトを進めることが、燃料の安定供給や省エネルギー・地球温暖化対策として重要です。

本事業では、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型CGS、および停電対応型GHPを導入する事業に対して補助金を交付することで、災害時の強靭性の向上と平時からの環境対策を図ります。

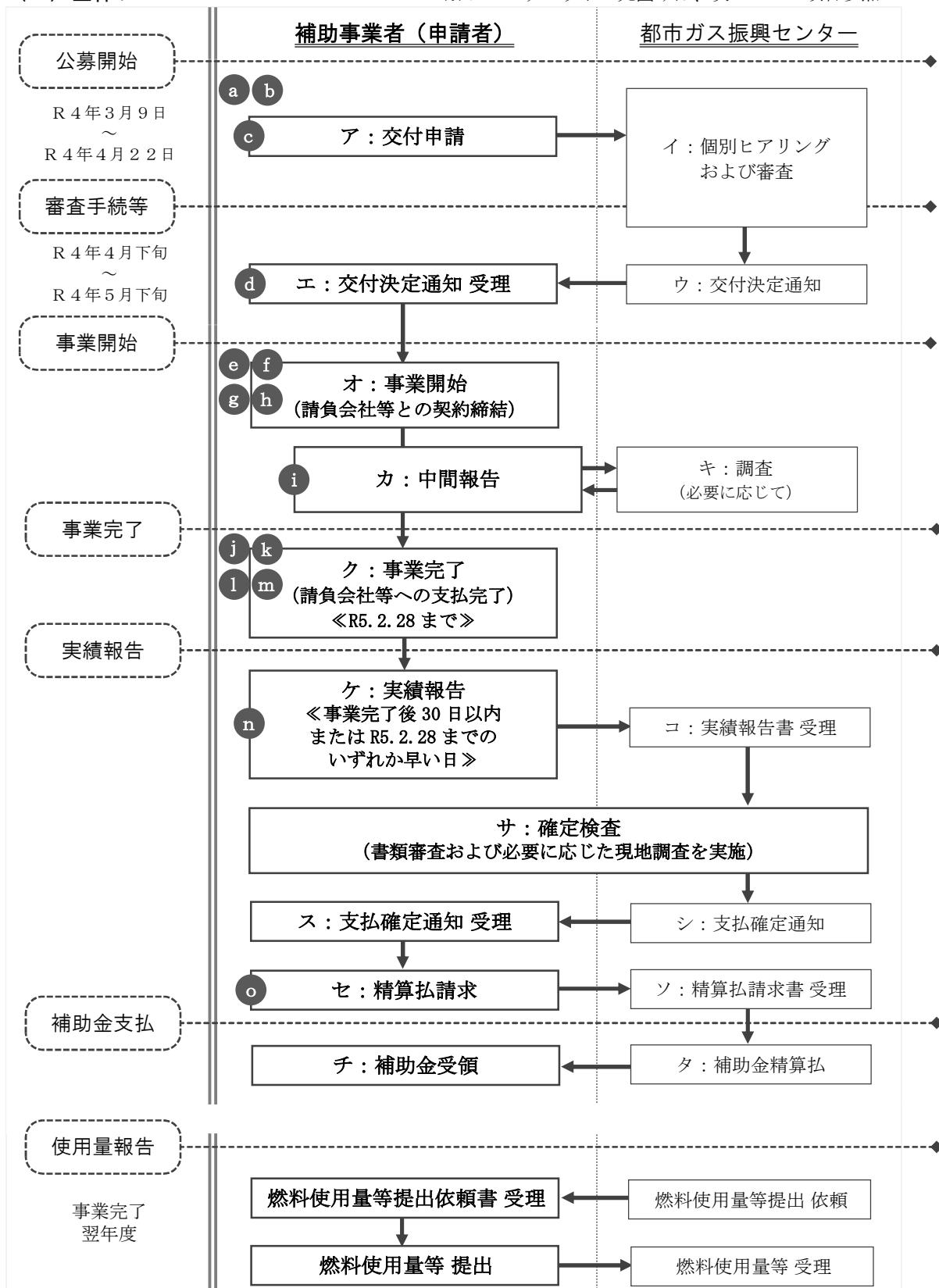
2. 事業のスキーム



3. 申請から交付までの流れ

(1) 全体フロー

※ アルファベットの丸印は、次ページの項目参照



(2) 交付申請準備から事業完了までの期間に補助事業者が行う業務の詳細フロー

項目	補助事業者が行う業務	備考（必要書類等）
(a) 概算見積依頼	◇見積依頼内容、事業対象範囲等を明確にし、概算見積依頼書を作成の上、施工会社等に見積を依頼	見積依頼書
(b) 概算見積回答	◇依頼した施工会社等から見積を受領 ◇内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか等を確認	見積書
(c) 交付申請	◇交付申請書および必要書類を作成し、センターに提出	交付申請書等
(d) 交付決定	◇交付決定通知書を受領	[センターより交付決定通知書を送付]
(e) 実施見積依頼	◇競争入札（または3社以上の相見積）により、実施見積依頼書を作成の上、施工会社等に見積を依頼	見積依頼書
(f) 実施見積回答	◇依頼した施工会社等から見積を受領 ◇内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか等を確認の上、各社の比較を実施	見積書
(g) 契約締結(事業開始)	◇最も安価な見積を提出した施工会社等と契約を締結	契約書、または注文書・注文請書
(h) 施工開始	◇以降、工事の進捗を把握しながら予定期間内に完工するよう、工程管理を行う	工程表
(i) 中間報告	◇実績報告に準じた内容をセンターに報告	実績報告書および必要書類のうち、提出可能なもの
(j) 納品	◇施工完了後、納品書または完了届け等を受領 ◇設備が仕様通りの能力であることを確認、証明できる書類を受領	納品書または完了届、仕様書、試運転報告書、系統連系協議書等
(k) 検収	◇契約通り施工（納品）が完了したことを確認	受領書または検収書等
(l) 請求受付	◇施工会社等より請求書を受領	請求書
(m) 支払完了(事業完了)	◇施工会社等に費用を支払う ◇支払い証明を必ず入手	金融機関発行の振込証明
(n) 実績報告	◇実績報告書および必要書類を作成し、センターに提出	実績報告書等
(o) 補助金請求	◇補助金をセンターに請求	精算払請求書

（3）補助事業の計画、遂行にあたっての留意点

- ① 補助事業の遂行にあたっては、詳細フローを参考に各段階において、補助事業者自身が主体となって必要な作業を進めてください（フローはあくまで参考であり、異なるケースもあります）。
- ② 補助金の経理処理は、通常の商取引や商習慣とは異なります。
- ③ 補助事業を行うにあたり売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（または3社以上の相見積）により発注先を選定してください。
- ④ 発注先の選定において、競争入札（または3社以上の相見積）が著しく困難または不適当である場合は、事由発生次第、センターに発注先選定理由書を提出ください。理由書の内容や提出の時期により、センターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外される場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 補助事業を構成するすべての工事等（補助対象外の工事も含む）の完了、および検収と費用の支払いをもって補助事業の完了とします。
- ⑥ 確定検査および実績報告の現地調査時には、申請時のものを含む書類をもって審査を行いますので、交付申請書類ならびに実績報告書類それぞれについてファイルを作成してください（事業者の保管ファイルとなります）。
- ⑦ 確定検査および実績報告の現地調査時には、申請書類をはじめ各種書類の原本およびそのコピーの確認を行いますので、書類の原本（原本を契約先に提出する書類はそのコピー）については確実に保管してください。
- ⑧ 適宜、必要な書類を必要な時期に発行または入手し、日付の整合が図られているか確認を行いながら事業を進めてください。
- ⑨ 費用の支払い方法は「金融機関からの振込み」とするよう手続きを行ってください（手形、割賦、相殺等は認められません）。
- ⑩ 期日までに到着・受信確認ができなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。
- ⑪ 必要な書類が期限までに申請（提出）されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意ください。

4. 補助事業制度について

令和3年度（補正）災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（以下、本補助金）の手続きについては、「令和3年度（補正）災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程（以下、交付規程）」によります。

交付規程、本説明会資料および解説資料の内容を理解いただくとともに、以下の留意点を踏まえて申請してください。

（1）交付申請（交付規程第7条）

本補助金の交付を希望する申請者は、所定の交付申請書、実施計画書、添付書類をセンターに提出してください（原則、電子申請システムjGrantsによる申請となります）。

① 申請者について

1) 申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者および使用者（設備を使用して生産や営業活動を行う者、または設備を使用して住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する者）は、必ず申請者として登録してください。

申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書類に各々の役割を明確に示してください。

また、各申請者間で十分に連携を図り事業を進めてください。

【共同申請となる場合（例）】

	申請者
リースを利用する場合	i) リース会社（設備の所有者） ii) 設備使用者
エネルギーサービスを利用する場合	i) エネルギーサービス会社 ii) 設備使用者
リースおよびエネルギーサービスを利用する場合	i) リース会社 ii) エネルギーサービス会社 iii) 設備使用者
賃貸借の場合	i) 賃貸人（設備所有者） ii) 賃借人（設備使用者）

※ 転リース、リースバック契約等についてはp.61参考資料を参照。

2) その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する場合等は、事前にセンターまでご相談ください。

なお、申請後は、単独申請から共同申請への変更等、申請者の追加はできません。また、コストオン契約^(注)は原則不可とします。

（注）発注者が、専門工事会社を指定し工事金額を取り決め、その統括管理費用を上乗せ

（コストオン）して元請会社と工事請負契約を締結し、元請会社と専門工事会社は、取り決められた工事金額をもって下請負契約を締結する契約方法

② 申請対象となる事業の期間について

単年度事業のため、以下に定められた期間に事業を開始、完了できる場合のみ対象となります。

・開始日とは、補助事業において最初に設計、工事等の
〔事業の開始日〕 契約を締結する日

・交付決定日以降であること

・事業の完了日とは、補助事業において工事の完了、
〔事業の完了日〕 檢収および費用の支払いが最終完了する日^(注)

・令和5年2月28日（火）までに完了すること

（注）工事の完了とは、当該年度の補助事業を構成するすべての工事（補助対象外の工事も含む）の完了のことをいいます。

（2）交付決定（交付規程第8条）

センターは提出された交付申請書、実施計画書、添付書類に基づいて審査を行い、以下の事項に留意しつつ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。補助金の交付は、原則、補助事業者の支払の完了後となることにご留意ください（工事の検収が完了ではありません）。

② 申請に係る補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）については、見積書の写しを併せて提出すること。その際、前記の5区分の経費における金額根拠が明確になるよう内訳を必ず記載すること。

③ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金および同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

※ 地方自治体が実施する補助金については、国が実施する補助金の対象経費に対する対応が地方自治体ごとに異なるため、該当の地方自治体に直接お問い合わせください（併用可能な補助金がある場合もあります）。

④ 補助事業の採択に当たっては、「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち石油製品（石油ガスを除く）タンク等の導入に係るもの）」の執行団体と情報共有をし、同一地域内に類似設備が導入されないよう調整を行う場合があります。

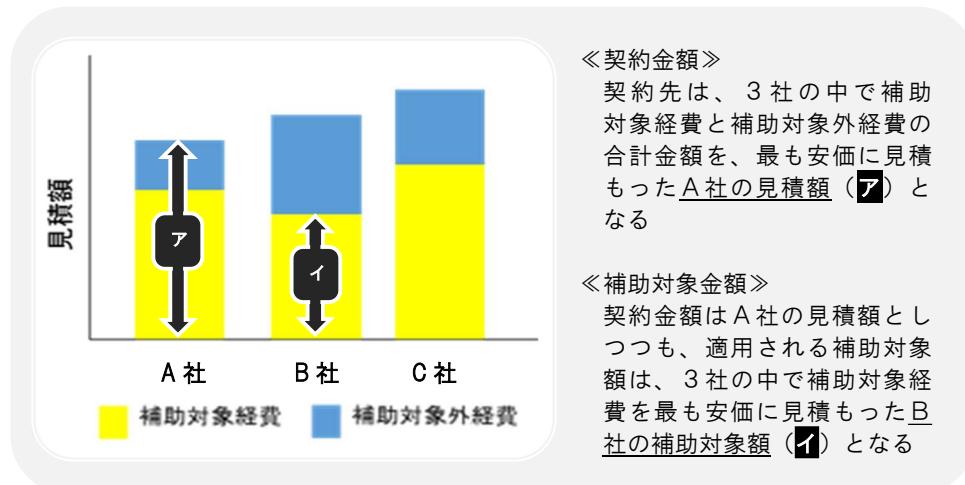
（3）補助事業を実施する上での留意事項

補助事業者および申請者が、見積の依頼、工事等の契約を締結するにあたって留意すべき点を以下に記載しますので、これらを踏まえてご対応ください。

① 見積依頼および見積について

- 1) 見積依頼は必ず書面で行うこと。その際、見積項目が一式で50万円以上（単体で50万円以上の機器を除く）とならないことを、見積依頼書に明記すること。
- 2) 見積書に一式で50万円以上の見積項目が含まれる場合は、その対象項目の内訳書を見積書に添付すること。
また、諸経費等については、その算出根拠を明記すること。
- 3) 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（または3社以上の相見積）により発注先を選定すること。
- 4) 発注先の選定において、競争入札（または3社以上の相見積）が著しく困難または不適当である場合は、前もってセンターに発注先選定理由書を提出すること。
なお、理由書の内容や提出の時期により、センターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意ください。
- 5) 実施見積（競争入札または3社以上の相見積）後の契約については、最も安価な見積を提出した見積事業者と締結すること。
ただし、補助対象額の上限は、以下の通り最も安価な補助対象経費を提出した見積事業者の額とする。

【契約先と補助対象額の上限の捉え方】



② 契約について

- 1) 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置（以下、停止措置）が講じられている事業者を見積の依頼、契約の相手方としないこと（契約金額が税込100万円未満のものを除く）。

なお、停止措置が講じられている事業者の一覧は、下記の経済産業省のホームページにて確認すること。

■ 経済産業省ホームページURL

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- 2) 事業開始日（契約締結日）は、交付決定日以降であること。交付決定前の事業開始は、事業として認められません。
- 3) 支払委託契約（金融会社等が補助事業者に代わり、工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。
 - ・実施計画書の「1.（2）補助事業の概要 c. 支払い方法」の“支払い委託”を選択し、金融機関名称を記入すること
 - ・申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付すること。この場合、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。なお、申請後の支払い方法の変更は認められません。
- 4) 公正な競争を担保する観点から、実施見積の依頼先である見積事業者が、施工時に“元請け・下請け”的関係になることは望ましくないため、センターが認めた場合を除き、避けること。

③ その他

- 1) エネルギーサービス、リース、賃貸等の利用により、使用者と別に所有者がいる場合は、以下の点に留意すること。
 - ・補助金額がエネルギーサービス料金、リース料金等に反映されていること
 - ・リース等の期間は、原則、設備の耐用年数と合致させること。合致しない場合は、契約書に再リースする旨を特約条項等に付記すること
 - ・実績報告時までに契約が締結されていること
 - ・事業年度内に開始すること。ただし、翌年度4月1日開始は可とする
- 2) 補助事業に係る工事、物品購入等に対して、当該年度中（令和5年2月28日（火）まで）に対価の支払いおよび精算が完了すること。工事の完了、検収と費用すべての支払いをもって、補助事業の完了となります。
- 3) 補助事業に関する工事、物品購入等の費用の支払い方法は「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を証明できるもの（金融機関の振込受領書等）をご用意ください。手形、割賦、相殺等は認められません。なお、金融機関に対する振込手数料は補助事業者の負担となります。
- 4) 交付申請を行う際は、事業計画や資金計画等を十分考慮すること。
- 5) 申請の取り下げを行う場合は、交付規程第9条に則した手続きが必要となります。

（4）中間報告について

補助事業者は、令和4年11月末までに補助事業が完了しない場合、令和4年12月9日（金）までに、実績報告時に提出する書類のうち、その時点で報告可能なものを「中間報告」としてセンターへ報告してください（以降、適宜中間報告に書類を追加して実績報告書を仕上げていく形になります）。

なお、必要に応じて中間報告に加えて、進捗状況等を確認する場合があります。

また、実施計画上、中間報告が必要と見込まれる場合は、交付申請時の発注計画書にその予定日を記入してください。

（5）実績報告および確定検査（交付規程第16、17条）

① 補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内または令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までに実績報告書をセンター宛に提出してください。

ただし、交付決定後に実施する事務通知説明会開催日以前に補助事業が完了した場合は、センターの指示に従ってください。

② センターは、補助事業者からの実績報告書の提出を受けて、書類審査（仕様書、見積書、契約書、納品書、検収書、請求書、振込証明書等）および現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

③ 工事内容または設備能力が申請書通りでない場合等、不適当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置を取る場合があります。

④ 補助事業において、補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品の調達等に係る経費が計上されている場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上してください。

ただし、製造原価を算出することが困難な場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

（6）補助金の支払い（交付規程第18条）

補助事業者は、センターから確定通知を受けた後に請求を行います。その後、センターより補助事業者に補助金を支払います。

（7）取得財産の管理について（交付規程第21、22条）

① 補助金で取得した資産（取得財産等）については取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、耐用年数期間内に資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。

② 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二（または第一）」に基づいて設定することを原則とします。

（8）圧縮記帳について

当該補助金の内、固定資産の取得に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することができます。ただし、既存設備の撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

（9）規定違反に対する措置について

① 事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）および交付規程の定めるところに従う必要があります。

② なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意ください。

- 1) 交付規程第19条第1項の規定による交付決定の取消、同条第2項の規定による補助金等の返還および同条第4項の規定による加算金の納付
- 2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則の適用
- 3) 相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わない
- 4) センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする
- 5) 事業者等の名称および不正の内容の公表

（10）暴力団排除に関する誓約について

交付規程第27条に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項（交付規程別紙参照）」に同意したものとします。

（11）利用状況の報告について

交付規程第24条に基づき、補助事業の適正な管理のため補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を、必要に応じて確認します。

（12）補助事業概要等の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、事業成果等をセンターホームページに掲載します。

(13) 燃料使用量等データ報告（補助事業完了翌年度）

- ① 事業完了の翌年度（令和5年度）4月から翌年3月までの期間において、補助対象設備で使用した燃料使用量等を報告していただきます。
- ② 停電対応型CGSの場合は、CO₂排出削減量の確認を行います。
なお、申請データと比較して事業完了後の実測データが著しく芳しくない場合は改善指導を行い、設備改造等実施の後、再度実測データを提出いただく場合があります。
- ③ 停電対応型GHPおよび災害時に停電対応型CGSから給電を受けて稼働する標準型GHPは、稼働状況の確認を行います。
なお、事業完了後の実測データが著しく芳しくない場合は改善指導を行い、再度実測データを提出していただく場合があります。
- ④ ②および③の稼働状況の確認において、遠隔監視システムのデータ等を根拠資料として提出する場合に限り、当該システムデータを用いた報告を可とします。

5. 事業の内容

災害時における避難所等において、災害時の電力供給停止時に発電または空調を開始・継続できる停電対応型C G S および停電対応型G H P の導入を行う事業者に対し、補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）の一部を補助するものです。

[令和3年度（補正）補助金予算額：約29億円]

（1）対象事業者

家庭用需要を除く全業種（リース・エネルギーサービス等についても対象）

※ 事業者：事業を営んでいるもの

※ 家庭用需要：居住の用に供する居室での需要のこと

（該当しないケース：店舗兼住宅の住居部分、居住用途マンション）

（2）対象事業

災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型C G S および停電対応型G H P に対して、以下のそれぞれの要件に適合する常用の設備を設置し、避難スペースにおける費用対効果に優れていると認められるものを対象とします。

① 交付要件

1) 天然ガスを主原料とするガスを燃料とした設備を導入して使用すること

2) 以下のいずれかのガス供給を受けること

解説資料 p. 6 参照

（ア）中圧導管による供給

（イ）耐震性を向上させた低圧導管等による供給^(注1・2)

3) 系統電力の停電時に、発電または空調を開始・継続できる設備であること

解説資料 p. 6 参照

4) 導入後の対象設備に、運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること^(注3)

5) 以下aおよびbを除くアからエのいずれかの施設であって、災害時に地域住民に空間、物資、情報等の提供を行うことが可能な施設に設置され、対象設備が当該施設における災害時の役割に寄与していること

解説資料 p. 14～24 参照

a) Z E B（年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物）

b) 「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち石油製品（石油ガスを除く）

タンク等の導入に係るもの)」を活用し、石油製品（石油ガスを除く）タンク等を導入した施設

(ア) 災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設

- 指定避難所（福祉避難所含む）
- 指定避難場所への避難者にサービスを提供する施設

(イ) 災害時に活動拠点等として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設

- 地方公共団体施設

(ウ) 災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）施設

- 協定による避難所
- 協定による避難場所への避難者にサービスを提供する施設
- 帰宅困難者受入施設
- 災害時帰宅支援ステーション
- 一斉帰宅抑制事業者の当該施設
- 物資提供の協定を締結した上で、それら物資の提供を地域住民にも行う施設（地域住民へ提供を行うことを確認できることが必須）

(エ) その他交付規程第6条に定める審査委員会が認めた施設

(注1) 耐震性を向上させた低圧導管とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- 日本本ガス協会が発行する「中低圧ガス導管耐震設計指針」に基づき“耐震性あり”と評価された低圧ガス導管。具体的には、「設計地盤変位（地盤の変位の大きさ）」<「地盤変位吸収能力（配管が吸収できる変位の大きさ）」と評価された導管
- 設置される施設の前面道路の本支管および供給管（引込管）において、鋼管（ねじ接合以外）、ダクタイル鉄管（抜け出し防止機構あり）またはポリエチレン管が使用されていること

(注2) 上記注1に該当しない場合であっても、以下の条件を満たした常設のガス発生装置を設置した場合は、耐震性を向上させた低圧導管として取り扱います。ただし、当該設備にかかる費用はすべて補助対象外となります。

解説資料 p.9～10 参照

- 災害時において、導管によるガス供給が不能となった場合にのみ稼働する設備であること（平常時、および災害時に導管によるガス供給が継続されている場合に稼働させる設備は認められません）
- 稼働時の安全確保：需要家が起動の操作を行った際に、ガス漏れを検知した場合は起動しないような、ガス漏れ点検を自動で行う仕組みを有していること

- 燃料供給体制の確保：L P供給事業者とガス事業者、需要家（補助事業者）の3者で、災害時におけるL Pの優先供給に関する覚書を締結することで、燃料供給体制を確保していること
- 点検体制の確立：メンテナンス契約を締結していること。また、点検を1回／年以上実施し、点検項目の内容等がガス工作物のそれよりも充実した内容となっていること

（注3）計測装置の設置位置については、燃料使用量等データ報告（補助事業完了翌年度に実施）に必要なデータ計測に支障のない箇所を選定してください。

解説資料 p.11 参照

② 注意事項

- 1) 更新^(注4)の場合も申請できますが、更新前設備等を廃止することが要件となるため、撤去等の処置を行ってください。ただし、更新のための既存設備の撤去に要する費用は補助対象外となります。
解説資料 p.8 参照
- 2) 本補助事業は、対象設備の導入に対して補助を行うものであるため、電力および熱の使用先での省エネに要した費用は本補助事業の対象外となります。
- 3) 事業完了後、燃料使用量、稼働時間等の1年間分のデータ提出が必要です。

（注4）本事業における更新とは、C G S、G H Pいずれにおいても、既存の停電対応型機を撤去した上で停電対応型機を設置する場合をいいます。

（3）補助対象設備の燃料

- ① 新設、更新後の設備で使用する燃料は、天然ガスを主原料とするガスのうち、次のいずれかであること。
 - a. 天然ガス
 - b. 液化天然ガス
 - c. 天然ガスまたは液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする）とし、かつ、炭素係数が「天然ガス×1.10」未満のガス
- ② 天然ガスの炭素係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める値を用いることとします。

天然ガス×1.10

0.0153 tC/GJ

（4）補助対象範囲

災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型C G Sおよび停電対応型G H P導入に係る設計費、既存設備撤去費（ただし、更新のための既存設備撤去に要する経費は除く）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費（ただし、本支管工事費は除く）とします。

解説資料 p.8、p.25～30 参照

- ① 設計費、既存設備撤去費（更新時は対象外）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費の補助対象範囲

- 1) 以下の設備に対する経費を対象とします。
- 停電対応型C G Sは、機器本体に加え、機器本体メーカー付属品、その他必要と判断される設備
 - 停電対応型G H Pは、機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備
 - 熱交換器（排熱利用機としての吸収式冷温水機（適性容量と認められるもの）を含む）、煙道、煙突、安全装置、省エネ計測装置、ガスブースタまたはガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事（設備建屋および建屋に付随する設備等は対象外）〔p.63～65 参考資料参照〕
- 2) 温水配管および電気配線等については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とします（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとします）。
- 3) 補助事業外設備との共用部分については、補助対象と補助対象外を明確に区分できない場合は補助対象外とします。

② 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

- ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とします。
- 専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とします〔p.87 参考資料参照〕。

（5）補助率

① 別表1に示す政府想定の地震対象エリアおよび政令指定都市等の大都市等のうち、中圧ガス導管でガスの供給を受けている（補助事業完了までの供給開始見込みを含む）施設 ^(注1, 2)	補助率 1／2以内
② 上記以外の中圧ガス導管または低圧ガス導管でガスの供給を受けている（補助事業完了までの供給開始見込みを含む）施設	補助率 1／3以内

（注1）政府想定の地震対象エリアおよび政令指定都市等の大都市等は以下。

- （1）政府想定の地震
- ①南海トラフ地震
 - ②首都直下地震
 - ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
 - ④中部圏・近畿圏直下地震

- （2）熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域

- （3）政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市

（注2）別表1に記載のない市町村であっても記載の要件を満たす場合は、当該補助率を適用します。

(6) 補助金上限額

【1 事業あたりの上限額】

施設の所在	対象設備	ガスの供給方式	
		中圧ガス導管による供給	低圧ガス導管による供給
別表1に示す政府想定の地震対象エリアおよび政令指定都市等の大都市等	停電対応型CGS	360百万円	60百万円
	停電対応型GHP	100百万円	66百万円
上記以外	停電対応型CGS	240百万円	60百万円
	停電対応型GHP	66百万円	66百万円

(7) 避難所等における災害種別および浸水区域の確認

申請にあたり、本事業の主目的である「災害時の強靭性向上」に基づいた事業の有効性、実用性を最大限高めるために、補助事業の実施場所となる避難所等の施設（以下、補助事業対象施設）における協定上の災害種別の確認、および同施設における立地（浸水区域指定の該非）について確認を行うとともに、その結果に応じた対策の必要性の有無について判断することとします。

なお、協定について見込みで申請する場合、また協定がない場合（自治体への登録制等）も、以下に準じた対応を行うこととします。〔p.92 別紙⑪参照〕

解説資料 p.12～13 参照

- 1) 協定における補助事業対象施設の災害種別の確認
- 2) 補助事業対象施設の所在地における洪水浸水想定区域の該非確認（国土交通省運営の「ハザードマップポータルサイト」による）
- 3) 洪水浸水想定区域に該当する場合、補助対象設備の設置予定位置を踏まえて、補助事業対象施設の避難所等としての開設に必要な浸水対策の有無の判断

(8) 交付決定

交付決定については、以下の優先順位の考え方により採択します。

- ① 停電対応型CGSおよび停電対応型GHPが未導入の市区町村〔p.25～44 別表1 参照〕
- ② 避難所等において、災害時に補助対象設備が避難所機能および地域住民へのサービス提供に寄与するスペースにおける費用対効果（避難スペース(m²)／補助対象経費(百万円)）

解説資料 p.14～24 参照

※ 評価は、停電対応型CGS、停電対応型GHPそれぞれ行います。

※ 同一の未導入市区町村で複数の申請があった場合は、上記②において最も上位の1件を

未導入地区の対象として採択し、2件目以降は導入済地区として審査します。

- ※ 申請金額が予算枠を超えた際には、前述の審査に基づいて補助金交付先の決定を行います。
また、予算枠内であっても費用対効果等が著しく低いものについては、審査委員会により不採択等となる場合があります。

6. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される申請者は、公募期間内に以下の書類を提出してください。

jGrants にて申請した書類については、必ずすべてのデータの保管とファイルの作成およびファイルへの綴じ込みを行ってください。特に、概算見積や供給証明書といった原本となる書類については、最終的に原本照合を実施しますので、大切に保管してください。

なお、本事業に係る申請書類については経済産業省が、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を受け、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等の整備を行ったこと（令和2年12月28日公布・施行）などを踏まえ、本事業におけるセンターの定める様式および別紙についての押印は不要とします。ただし、様式・別紙の他に必要な提出書類への押印については、申請者が定める規定・規則に則して判断することとします。

（1）交付申請書（様式第1）〔p.46 参照〕

（2）実施計画書（様式第2）〔p.47～52 参照〕

◇ 以下を添付

- ・審査事項整理表および避難スペース面積が計測できる資料（寸法が記載された図面のPDF）〔p.53 別紙①参照〕
- ・地図（施設所在地と最寄り駅または最寄りバス停が判読できるもの）
- ・申請金額整理表〔p.54 別紙②参照〕
- ・補助事業に要する経費と補助対象経費の差額のわかる資料（ガス管按分などの資料。見積書で差額の内訳が容易に確認できる場合は不要）

◇ 共同申請の場合は以下を添付

- ・役割分担を示す体制表
- ・実施計画書に記載した、補助事業に要する経費等の申請者別内訳〔p.55 別紙③参照〕
- ・実施計画書に記載した、申請者別の資金調達計画〔p.56 別紙④参照〕

（3）添付書類

I：発注計画書〔p.57 別紙⑤参照〕

-
- ① 申請、契約、中間報告、納品、検収、支払完了予定日等の計画を、時系列で記載

※ 支払完了日については、実際の完了日が予定日を超過した場合、所定の書類提出が必要となりますのでご留意ください。

II : 補助事業方式の設備に関する仕様

- ① メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書
- ② 計算シート（停電対応型C G Sの場合）〔p.70 別紙⑥-1 参照〕
 - ・「計算に使用した電力の想定負荷データとコーチェネレーション設備の想定稼動データ」〔p.72 別紙⑥-3 参照〕に相当するデータを計算シートに添付し、設備の稼働想定を明確化すること
- ③ 室内機接続確認シート（停電対応型G H Pの場合）〔p.74～76 別紙⑦参照〕
 - ※ 実績報告時において、新設および更新後の設備が申請時の効率、稼働状況を満たさないと判断された場合は、補助金の交付が行われませんので、ご注意ください。

III : 補助事業の設備に関する図面

および従来方式の設備の設置状況を示す写真 〔p.77～83 参照〕

- ① 補助事業の設備図面
 - ・従来方式と補助事業方式それぞれにおいて、必要な図面を提出すること
 - ・申請範囲区分を明確にするために、色分けと凡例を必ず明記すること
 - ・導入後の運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を明記すること
 - ・補助事業実施場所の施設名称、図面名称を記載すること
- ② 従来方式設備の設置状況写真
 - ・対象となる設備がある場合、本体および銘板を撮影すること
 - ・件名、撮影日（撮影期間）を記載した表紙を付けること

IV : 見積依頼書、見積書の写し

- ・見積依頼は必ず書面にて行うこと〔p.84 別紙⑧-1～p.85 別紙⑧-2 参照〕
- ・見積書は経費の区分（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）および補助対象経費が明確に分かるように、注釈を付記すること〔p.86 別紙⑧-3 参照〕
- ・すべての見積書において、提出は写しとし原本を必ず保管のこと（実績報告時に確認を行います）

V : 会社情報

- ① 会社・事業所のパンフレット、役員名簿
 - ・役員名簿は氏名、生年月日、性別、会社名、役職名を記入〔p.89 別紙⑨参照〕
- ② 履歴事項全部証明書、前年度の財務諸表（法人の場合）
 - ・履歴事項全部証明書は、発行日が申請日から3か月以内のもの（法務局で発行された謄本のコピーで可）
 - ・財務諸表については、会計期間によっては前々年度のもので可

③ 非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類

VI：避難所として協定している施設等であることを証明できる書類

- ・“見込み”で申請する場合は、国や地方自治体との折衝状況や経緯がわかる議事録（国や地方自治体の担当者の所属部署および名前の記載があるもの）等を添付すること
- ・また、見込みでの申請の場合、補助事業の完了までに協定が発効されることを明確に示していること
- ・物資提供の協定を締結した上でそれら物資の提供を地域住民にも行う場合であって、そのことが協定に明記されていない場合は、地域住民への提供を行うことを確認できる書類を添付すること
- ・「避難所等における災害種別および立地確認書」を、補助事業対象施設が位置するハザードマップの検索結果画面および補助対象設備（C G S、G H P等）の設置位置がわかる配置図を添付して提出〔p.92 別紙⑪参照〕

VII：中圧導管、または耐震性を向上させた低圧導管等でガス供給を受けていることを示す書類

- ・ガス導管事業者、またはガス小売事業者が発行した「供給証明書（検討結果）」と、施設の前面道路の本支管および供給管（引込管）の圧力・材質が記載された図面、既設ガスマーティーの写真等、ガス供給の現況に応じた書類を提出〔p.91 別紙⑩参照〕

VIII：その他に提出が必要な書類

◇ 以下に該当する場合には、それぞれ必要な書類を提出するとともに、留意事項等を踏まえて対応ください。

- ① リース、エネルギーサービスまたは賃貸借等にて共同申請する場合
 - ・対象設備に関する契約書（案可）の写し
 - ・契約金額に関する料金計算書（補助金相当額が減額されていることを証明できる書類）
 - ・賃貸借においては、設備の更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類
- ② 支払委託契約を利用の場合
 - ・支払委託契約（金融会社等が補助事業者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）を利用する場合、支払委託契約書（案可）の写し
- ③ 発注先の選定に際して、競争入札（または3社以上の相見積）が著しく困難または不適当な契約を含む場合
 - ・発注先選定理由書（センターへの事前相談および承認を得ること）〔p.93 別紙⑫参照〕

④ その他

- ・審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

VIII：交付申請時提出書類チェックリスト [p.96 別紙⑩参照]

7. 申請およびお問合せ先等について

（1）申請方法

申請は原則、補助金申請システム jGrants（ジェイグラント）により行うこととします（詳細は <https://jgrants.go.jp/flow> 参照）。

jGrants の申請フォームより必要事項を直接入力してください。その他書類（p.46 以降参照）は、jGrants に電子ファイルをアップロードしてください。解説資料 p. 35 ~ 36 参照

【jGrants での申請】

The diagram illustrates the three-step application process:

- 申請ステップ[®]**
1. 補助金を検索
 <https://jgrants.go.jp/flow>
申請したい補助金を「補助金を探す」から検索します。
- 2. GビズID取得・ログイン**
Gビズ ID を取得して、ログインします。
※通常 Gビズ ID の取得には 2 ~ 3 週間ほど時間がかかります。
- 3. 申請内容を入力して送信**
必要事項の入力・資料のアップロードをして、
申請をします（押印不要）。

審査結果をメールで受信

やむを得ない理由により jGrants による申請ができない場合は、必ず申請前にセンターまでご連絡ください。センターが認めた場合に限り、電子メールでの申請を可とします。

（2）申請期限

- ◇ jGrants での申請： 令和4年4月22日（金）24:00までに入力したもの
- ◇ 電子メールでの申請： 令和4年4月22日（金）24:00までに受信したもの

（3）お問合せ先

- ◇ 宛先：一般社団法人 都市ガス振興センター
- ◇ 住所：〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階
- ◇ TEL：03-6435-7692

（4）受付時間

- ◇ 9:00～12:00、13:00～17:20

※ 土・日・祝祭日・5月1日・12月29日～1月4日を除く

（5）その他

- ◇ 申請に必要な書類については、センターのホームページよりダウンロードできますので、ご利用ください。
<http://www.gasproc.or.jp/>

【個人情報の利用目的について】

本補助事業に伴い一般社団法人 都市ガス振興センターが事業者より取得した個人情報は、以下の目的に利用いたします。

- ◇ 「令和3年度（補正）災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」に係る業務（ご連絡、資料送付、他の同種の国庫補助金に対する重複申請の調査等）

なお、本補助事業に伴いご提供いただいた個人情報は、法令等により定められている場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。

〔別表1〕 市区町村ごとの停電対応型CGSおよび停電対応型GHPの導入状況

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
1	北海道	北海道	札幌市	大都市・地震エリア	○
2			函館市	大都市・地震エリア	○
3			小樽市	地震エリア	○
4			旭川市	大都市・地震エリア	○
5			室蘭市	地震エリア	○
6			釧路市	地震エリア	○
7			帶広市	地震エリア	×
8			北見市	地震エリア	○
9			岩見沢市	地震エリア	×
10			苫小牧市	地震エリア	○
11			江別市	地震エリア	○
12			千歳市	地震エリア	○
13			登別市	地震エリア	×
14			恵庭市	地震エリア	○
15			北広島市	地震エリア	×
16			石狩市	地震エリア	○
17			北斗市	地震エリア	×
18			長万部町	地震エリア	○
19			東神楽町	地震エリア	×
20			釧路町	地震エリア	×
21	東北	青森県	青森市	大都市	○
22			弘前市	その他エリア	○
23			八戸市	大都市・地震エリア	×
24			五所川原市	その他エリア	×
25			十和田市	その他エリア	×
26	岩手県	岩手県	盛岡市	大都市	○
27			花巻市	その他エリア	×
28			一関市	地震エリア	○
29			釜石市	地震エリア	○
30			奥州市	その他エリア	○
31			滝沢市	その他エリア	×
32			矢巾町	その他エリア	○
33	宮城県	宮城県	仙台市	大都市・地震エリア	○
34			石巻市	地震エリア	×
35			塩竈市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
36	東北	宮城県	気仙沼市	地震エリア	×
37			名取市	地震エリア	○
38			多賀城市	地震エリア	○
39			大崎市	地震エリア	○
40			富谷市	地震エリア	×
41			七ヶ浜町	地震エリア	×
42			利府町	地震エリア	×
43			大和町	地震エリア	○
44			大衡村	地震エリア	○
45		秋田県	秋田市	大都市	○
46			能代市	その他エリア	○
47			男鹿市	その他エリア	×
48			由利本荘市	その他エリア	×
49			にかほ市	その他エリア	×
50			大潟村	その他エリア	×
51		山形県	山形市	大都市	×
52			鶴岡市	その他エリア	×
53			酒田市	その他エリア	○
54			新庄市	その他エリア	×
55			寒河江市	その他エリア	×
56			上山市	その他エリア	×
57			三川町	その他エリア	×
58			庄内町	その他エリア	×
59		福島県	福島市	大都市	○
60			会津若松市	その他エリア	○
61			郡山市	大都市	○
62			いわき市	大都市・地震エリア	○
63			白河市	その他エリア	×
64			南相馬市	地震エリア	×
65			伊達市	その他エリア	×
66			本宮市	その他エリア	×
67			西郷村	その他エリア	×
68	関東	茨城県	水戸市	大都市・地震エリア	×
69			日立市	地震エリア	○
70			土浦市	地震エリア	×
71			石岡市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
72	茨城県	茨城県	龍ヶ崎市	地震エリア	○
73			常総市	地震エリア	×
74			笠間市	地震エリア	×
75			取手市	地震エリア	×
76			牛久市	地震エリア	○
77			つくば市	大都市・地震エリア	○
78			守谷市	地震エリア	×
79			稲敷市	地震エリア	×
80			かすみがうら市	地震エリア	×
81			つくばみらい市	地震エリア	○
82			小美玉市	地震エリア	×
83			茨城町	地震エリア	×
84			美浦村	地震エリア	×
85			阿見町	地震エリア	○
86			五霞町	地震エリア	○
87			利根町	地震エリア	×
88	栃木県	栃木県	宇都宮市	大都市	○
89			足利市	地震エリア	○
90			栃木市	地震エリア	○
91			佐野市	地震エリア	×
92			鹿沼市	その他エリア	×
93			小山市	地震エリア	○
94			真岡市	地震エリア	○
95			下野市	地震エリア	×
96			上三川町	その他エリア	×
97			芳賀町	その他エリア	○
98			壬生町	その他エリア	○
99			高根沢町	その他エリア	×
100	群馬県	群馬県	前橋市	大都市・地震エリア	○
101			高崎市	大都市・地震エリア	○
102			桐生市	その他エリア	○
103			伊勢崎市	大都市・地震エリア	×
104			太田市	大都市・地震エリア	○
105			沼田市	その他エリア	×
106			館林市	地震エリア	○
107			渋川市	その他エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
108	関東	群馬県	藤岡市	地震エリア	○
109			富岡市	その他エリア	×
110			みどり市	その他エリア	○
111			下仁田町	地震エリア	○
112			板倉町	地震エリア	×
113			明和町	地震エリア	×
114			千代田町	地震エリア	○
115			大泉町	地震エリア	○
116			邑楽町	地震エリア	×
117		埼玉県	さいたま市	大都市・地震エリア	○
118			川越市	大都市・地震エリア	○
119			熊谷市	大都市・地震エリア	○
120			川口市	大都市・地震エリア	○
121			行田市	地震エリア	○
122			秩父市	地震エリア	×
123			所沢市	大都市・地震エリア	×
124			飯能市	地震エリア	×
125			加須市	地震エリア	○
126			本庄市	地震エリア	○
127			東松山市	地震エリア	×
128			春日部市	大都市・地震エリア	○
129			狭山市	地震エリア	○
130		東京都	羽生市	地震エリア	×
131			鴻巣市	地震エリア	×
132			深谷市	地震エリア	○
133			上尾市	地震エリア	○
134			草加市	大都市・地震エリア	○
135			越谷市	大都市・地震エリア	×
136			蕨市	地震エリア	×
137			戸田市	地震エリア	○
138			入間市	地震エリア	○
139			朝霞市	地震エリア	○
140			志木市	地震エリア	×
141			和光市	地震エリア	○
142			新座市	地震エリア	○
143			桶川市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
144	関東	埼玉県	久喜市	地震エリア	○
145			北本市	地震エリア	×
146			八潮市	地震エリア	○
147			富士見市	地震エリア	○
148			三郷市	地震エリア	○
149			蓮田市	地震エリア	×
150			坂戸市	地震エリア	○
151			幸手市	地震エリア	×
152			鶴ヶ島市	地震エリア	×
153			日高市	地震エリア	○
154			吉川市	地震エリア	×
155			ふじみ野市	地震エリア	○
156			白岡市	地震エリア	×
157			伊奈町	地震エリア	○
158			三芳町	地震エリア	○
159			毛呂山町	地震エリア	○
160			滑川町	地震エリア	×
161			嵐山町	地震エリア	○
162			小川町	地震エリア	○
163			川島町	地震エリア	○
164			吉見町	地震エリア	×
165			鳩山町	地震エリア	×
166			ときがわ町	地震エリア	×
167			美里町	地震エリア	×
168			上里町	地震エリア	×
169			寄居町	地震エリア	○
170			宮代町	地震エリア	×
171			杉戸町	地震エリア	×
172			松伏町	地震エリア	×
173	千葉県		千葉市	大都市・地震エリア	○
174			銚子市	地震エリア	×
175			市川市	地震エリア	○
176			船橋市	大都市・地震エリア	○
177			館山市	地震エリア	×
178			木更津市	地震エリア	○
179			松戸市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
180	関東	千葉県	野田市	地震エリア	×
181			茂原市	地震エリア	○
182			成田市	地震エリア	○
183			佐倉市	地震エリア	○
184			東金市	地震エリア	×
185			旭市	地震エリア	×
186			習志野市	地震エリア	○
187			柏市	大都市・地震エリア	○
188			市原市	地震エリア	○
189			流山市	地震エリア	○
190			八千代市	地震エリア	○
191			我孫子市	地震エリア	×
192			鎌ヶ谷市	地震エリア	○
193			君津市	地震エリア	○
194			富津市	地震エリア	×
195			浦安市	地震エリア	○
196			四街道市	地震エリア	×
197			袖ヶ浦市	地震エリア	○
198			八街市	地震エリア	×
199			印西市	地震エリア	○
200			白井市	地震エリア	○
201			富里市	地震エリア	×
202			山武市	地震エリア	×
203			大網白里市	地震エリア	×
204			酒々井町	地震エリア	○
205			栄町	地震エリア	×
206			多古町	地震エリア	×
207			九十九里町	地震エリア	×
208			芝山町	地震エリア	×
209			一宮町	地震エリア	×
210			睦沢町	地震エリア	○
211			長生村	地震エリア	×
212			白子町	地震エリア	○
213			長南町	地震エリア	×
214			大多喜町	地震エリア	×
215	東京都	千代田区	大都市・地震エリア	○	

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
216	関東	東京都	中央区	大都市・地震エリア	○
217			港区	大都市・地震エリア	○
218			新宿区	大都市・地震エリア	○
219			文京区	大都市・地震エリア	○
220			台東区	大都市・地震エリア	○
221			墨田区	大都市・地震エリア	○
222			江東区	大都市・地震エリア	○
223			品川区	大都市・地震エリア	○
224			目黒区	大都市・地震エリア	○
225			大田区	大都市・地震エリア	○
226			世田谷区	大都市・地震エリア	○
227			渋谷区	大都市・地震エリア	○
228			中野区	大都市・地震エリア	○
229			杉並区	大都市・地震エリア	○
230			豊島区	大都市・地震エリア	○
231			北区	大都市・地震エリア	○
232			荒川区	大都市・地震エリア	○
233			板橋区	大都市・地震エリア	○
234			練馬区	大都市・地震エリア	○
235			足立区	大都市・地震エリア	○
236			葛飾区	大都市・地震エリア	○
237			江戸川区	大都市・地震エリア	○
238			八王子市	大都市・地震エリア	○
239			立川市	地震エリア	○
240			武蔵野市	地震エリア	○
241			三鷹市	地震エリア	○
242			青梅市	地震エリア	○
243			府中市	地震エリア	○
244			昭島市	地震エリア	○
245			調布市	地震エリア	○
246			町田市	地震エリア	○
247			小金井市	地震エリア	○
248			小平市	地震エリア	○
249			日野市	地震エリア	○
250			東村山市	地震エリア	○
251			国分寺市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
252	東京都	東京都	国立市	地震エリア	○
253			福生市	地震エリア	○
254			狛江市	地震エリア	○
255			東大和市	地震エリア	×
256			清瀬市	地震エリア	○
257			東久留米市	地震エリア	○
258			武蔵村山市	地震エリア	×
259			多摩市	地震エリア	○
260			稲城市	地震エリア	○
261			羽村市	地震エリア	×
262			あきる野市	地震エリア	×
263			西東京市	地震エリア	○
264			瑞穂町	地震エリア	×
265			日の出町	地震エリア	×
266	関東	神奈川県	横浜市	大都市・地震エリア	○
267			川崎市	大都市・地震エリア	○
268			相模原市	大都市・地震エリア	○
269			横須賀市	大都市・地震エリア	○
270			平塚市	大都市・地震エリア	○
271			鎌倉市	地震エリア	○
272			藤沢市	地震エリア	○
273			小田原市	大都市・地震エリア	○
274			茅ヶ崎市	大都市・地震エリア	○
275			逗子市	地震エリア	×
276			三浦市	地震エリア	×
277			秦野市	地震エリア	○
278			厚木市	大都市・地震エリア	○
279			大和市	大都市・地震エリア	○
280	神奈川県	神奈川県	伊勢原市	地震エリア	○
281			海老名市	地震エリア	○
282			座間市	地震エリア	○
283			南足柄市	地震エリア	○
284			綾瀬市	地震エリア	○
285			葉山町	地震エリア	×
286			寒川町	地震エリア	○
287			大磯町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
288	神奈川県	神奈川県	二宮町	地震エリア	×
289			中井町	地震エリア	×
290			大井町	地震エリア	○
291			開成町	地震エリア	○
292			箱根町	地震エリア	×
293			湯河原町	地震エリア	×
294			愛川町	地震エリア	×
295			新潟市	大都市	○
296		新潟県	長岡市	大都市	○
297			三条市	その他エリア	×
298			柏崎市	その他エリア	○
299			新発田市	その他エリア	○
300			小千谷市	その他エリア	×
301			加茂市	その他エリア	×
302			見附市	その他エリア	×
303			村上市	その他エリア	×
304			燕市	その他エリア	×
305			糸魚川市	その他エリア	×
306			妙高市	その他エリア	×
307			五泉市	その他エリア	○
308			上越市	大都市	○
309			阿賀野市	その他エリア	×
310			佐渡市	その他エリア	○
311			魚沼市	その他エリア	×
312			胎内市	その他エリア	○
313			聖籠町	その他エリア	○
314			弥彦村	その他エリア	×
315			田上町	その他エリア	×
316			刈羽村	その他エリア	×
317	東海／北陸	富山県	富山市	大都市	○
318			高岡市	大都市	×
319			射水市	大都市	○
320		石川県	金沢市	大都市	○
321			小松市	その他エリア	○
322	近畿	福井県	福井市	大都市	×
323			敦賀市	その他エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
324	近畿	福井県	越前市	その他エリア	○
325			甲府市	大都市・地震エリア	○
326			富士吉田市	地震エリア	○
327			甲斐市	地震エリア	×
328			中央市	地震エリア	×
329			昭和町	地震エリア	○
330			忍野村	地震エリア	○
331			山中湖村	地震エリア	×
332			富士河口湖町	地震エリア	○
333			長野市	大都市	○
334	関東	山梨県	松本市	大都市	○
335			上田市	その他エリア	○
336			岡谷市	地震エリア	×
337			飯田市	地震エリア	×
338			諏訪市	地震エリア	×
339			須坂市	その他エリア	×
340			小諸市	その他エリア	×
341			中野市	その他エリア	×
342			大町市	その他エリア	×
343			茅野市	地震エリア	×
344	長野県	長野県	塩尻市	その他エリア	×
345			佐久市	その他エリア	○
346			千曲市	その他エリア	×
347			東御市	その他エリア	×
348			御代田町	その他エリア	×
349			下諏訪町	地震エリア	×
350			小布施町	その他エリア	×
351			山ノ内町	その他エリア	×
352	東海／北陸	岐阜県	岐阜市	大都市・地震エリア	○
353			大垣市	地震エリア	×
354			多治見市	地震エリア	×
355			羽島市	地震エリア	×
356			美濃加茂市	地震エリア	×
357			土岐市	地震エリア	×
358			各務原市	地震エリア	○
359			可児市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
360	東海／北陸	岐阜県	山県市	地震エリア	×
361			瑞穂市	地震エリア	○
362			本巣市	地震エリア	×
363			岐南町	地震エリア	×
364			笠松町	地震エリア	○
365			安八町	地震エリア	×
366			大野町	地震エリア	×
367			北方町	地震エリア	×
368			御嵩町	地震エリア	○
369			静岡市	大都市・地震エリア	○
370	静岡県	愛知県	浜松市	大都市・地震エリア	○
371			沼津市	大都市・地震エリア	○
372			熱海市	地震エリア	×
373			三島市	地震エリア	○
374			富士宮市	地震エリア	○
375			伊東市	地震エリア	○
376			島田市	地震エリア	×
377			富士市	大都市・地震エリア	○
378			磐田市	地震エリア	○
379			焼津市	地震エリア	○
380			掛川市	地震エリア	×
381			藤枝市	地震エリア	○
382			御殿場市	地震エリア	×
383			袋井市	地震エリア	×
384			下田市	地震エリア	×
385			裾野市	地震エリア	×
386			湖西市	地震エリア	○
387			函南町	地震エリア	×
388			清水町	地震エリア	×
389			長泉町	地震エリア	○
390			名古屋市	大都市・地震エリア	○
391			豊橋市	大都市・地震エリア	○
392			岡崎市	大都市・地震エリア	○
393			一宮市	大都市・地震エリア	○
394			瀬戸市	地震エリア	○
395			半田市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
396	東海／北陸	愛知県	春日井市	大都市・地震エリア	×
397			豊川市	地震エリア	×
398			津島市	地震エリア	×
399			碧南市	地震エリア	×
400			刈谷市	地震エリア	○
401			豊田市	大都市・地震エリア	○
402			安城市	地震エリア	○
403			西尾市	地震エリア	○
404			蒲郡市	地震エリア	×
405			犬山市	地震エリア	×
406			常滑市	地震エリア	○
407			江南市	地震エリア	○
408			小牧市	地震エリア	○
409			稲沢市	地震エリア	○
410			東海市	地震エリア	○
411			大府市	地震エリア	×
412			知多市	地震エリア	×
413			知立市	地震エリア	×
414			尾張旭市	地震エリア	×
415			高浜市	地震エリア	○
416			岩倉市	地震エリア	×
417			豊明市	地震エリア	○
418			日進市	地震エリア	○
419			田原市	地震エリア	×
420			愛西市	地震エリア	×
421			清須市	地震エリア	×
422			北名古屋市	地震エリア	○
423			弥富市	地震エリア	×
424			みよし市	地震エリア	○
425			あま市	地震エリア	×
426			長久手市	地震エリア	○
427			東郷町	地震エリア	×
428			豊山町	地震エリア	×
429			大口町	地震エリア	○
430			扶桑町	地震エリア	×
431			大治町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
432	東海／北陸	愛知県	蟹江町	地震エリア	×
433			飛島村	地震エリア	×
434			阿久比町	地震エリア	○
435			東浦町	地震エリア	×
436			美浜町	地震エリア	×
437			武豊町	地震エリア	○
438			幸田町	地震エリア	○
439			津市	大都市・地震エリア	○
440		三重県	四日市市	大都市・地震エリア	×
441			伊勢市	地震エリア	○
442			松阪市	地震エリア	×
443			桑名市	地震エリア	○
444			鈴鹿市	地震エリア	○
445			名張市	地震エリア	○
446			亀山市	地震エリア	×
447			いなべ市	地震エリア	○
448			伊賀市	地震エリア	○
449			木曽岬町	地震エリア	×
450			東員町	地震エリア	○
451			朝日町	地震エリア	×
452			川越町	地震エリア	×
453		近畿	大津市	大都市・地震エリア	○
454			彦根市	地震エリア	×
455			長浜市	地震エリア	○
456			近江八幡市	地震エリア	○
457			草津市	地震エリア	○
458			守山市	地震エリア	○
459			栗東市	地震エリア	○
460			甲賀市	地震エリア	○
461			野洲市	地震エリア	○
462			湖南市	地震エリア	○
463			東近江市	地震エリア	○
464			米原市	地震エリア	○
465			日野町	地震エリア	○
466			竜王町	地震エリア	×
467			愛荘町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
468	近畿	滋賀県	甲良町	地震エリア	×
469			多賀町	地震エリア	○
470			京都市	大都市・地震エリア	○
471			福知山市	その他エリア	○
472			舞鶴市	その他エリア	×
473			宇治市	地震エリア	○
474			亀岡市	地震エリア	○
475			城陽市	地震エリア	○
476			向日市	地震エリア	○
477			長岡京市	地震エリア	○
478			八幡市	地震エリア	○
479			京田辺市	地震エリア	○
480			木津川市	地震エリア	○
481			大山崎町	地震エリア	○
482			久御山町	地震エリア	○
483			井手町	地震エリア	×
484			宇治田原町	地震エリア	×
485			精華町	地震エリア	○
486	近畿	京都府	大阪市	大都市・地震エリア	○
487			堺市	大都市・地震エリア	○
488			岸和田市	大都市・地震エリア	○
489			豊中市	大都市・地震エリア	○
490			池田市	地震エリア	○
491			吹田市	大都市・地震エリア	○
492			泉大津市	地震エリア	○
493			高槻市	大都市・地震エリア	○
494			貝塚市	地震エリア	○
495			守口市	地震エリア	○
496			枚方市	大都市・地震エリア	○
497			茨木市	大都市・地震エリア	○
498			八尾市	大都市・地震エリア	○
499			泉佐野市	地震エリア	○
500			富田林市	地震エリア	○
501			寝屋川市	大都市・地震エリア	○
502			河内長野市	地震エリア	○
503			松原市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
504	近畿	大阪府	大東市	地震エリア	○
505			和泉市	地震エリア	○
506			箕面市	地震エリア	○
507			柏原市	地震エリア	○
508			羽曳野市	地震エリア	○
509			門真市	地震エリア	○
510			摂津市	地震エリア	○
511			高石市	地震エリア	○
512			藤井寺市	地震エリア	○
513			東大阪市	大都市・地震エリア	○
514			泉南市	地震エリア	○
515			四條畷市	地震エリア	○
516			交野市	地震エリア	○
517			大阪狭山市	地震エリア	○
518			阪南市	地震エリア	○
519			島本町	地震エリア	○
520			豊能町	地震エリア	×
521			能勢町	地震エリア	×
522			忠岡町	地震エリア	○
523			熊取町	地震エリア	○
524			田尻町	地震エリア	○
525			岬町	地震エリア	×
526			太子町	地震エリア	×
527			河南町	地震エリア	×
528	兵庫県	兵庫県	神戸市	大都市・地震エリア	○
529			姫路市	大都市・地震エリア	○
530			尼崎市	大都市・地震エリア	○
531			明石市	大都市・地震エリア	○
532			西宮市	大都市・地震エリア	○
533			洲本市	地震エリア	○
534			芦屋市	地震エリア	○
535			伊丹市	地震エリア	○
536			相生市	地震エリア	×
537			豊岡市	その他エリア	×
538			加古川市	大都市・地震エリア	○
539			赤穂市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
540	近畿	兵庫県	西脇市	その他エリア	×
541			宝塚市	大都市・地震エリア	○
542			三木市	地震エリア	○
543			高砂市	地震エリア	○
544			川西市	地震エリア	○
545			小野市	地震エリア	×
546			三田市	地震エリア	○
547			加西市	地震エリア	×
548			丹波篠山市	地震エリア	×
549			加東市	地震エリア	○
550			たつの市	地震エリア	○
551			猪名川町	地震エリア	×
552			稲美町	地震エリア	×
553			播磨町	地震エリア	○
554			太子町	地震エリア	×
555			上郡町	その他エリア	×
556			佐用町	その他エリア	×
557		奈良県	奈良市	大都市・地震エリア	○
558			大和高田市	地震エリア	○
559			大和郡山市	地震エリア	×
560			天理市	地震エリア	○
561			橿原市	地震エリア	○
562			桜井市	地震エリア	×
563			五條市	地震エリア	×
564			御所市	地震エリア	×
565			生駒市	地震エリア	○
566			香芝市	地震エリア	○
567			葛城市	地震エリア	○
568			平群町	地震エリア	×
569			三郷町	地震エリア	○
570			斑鳩町	地震エリア	×
571			安堵町	地震エリア	×
572			川西町	地震エリア	×
573			田原本町	地震エリア	×
574			明日香村	地震エリア	×
575			上牧町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
576	近畿	奈良県	王寺町	地震エリア	○
577			広陵町	地震エリア	○
578			河合町	地震エリア	×
579		和歌山县	和歌山市	大都市・地震エリア	○
580			海南市	地震エリア	×
581			新宮市	地震エリア	○
582			岩出市	地震エリア	○
583		鳥取県	鳥取市	大都市	○
584			米子市	その他エリア	○
585		島根県	松江市	大都市	○
586			浜田市	その他エリア	○
587			出雲市	その他エリア	×
588		岡山县	岡山市	大都市・地震エリア	○
589			倉敷市	大都市・地震エリア	○
590			津山市	その他エリア	×
591			玉野市	地震エリア	×
592			笠岡市	地震エリア	×
593			総社市	地震エリア	×
594			備前市	地震エリア	×
595			赤磐市	地震エリア	×
596			早島町	地震エリア	×
597			里庄町	地震エリア	×
598		中国／四国	広島市	大都市・地震エリア	○
599			吳市	大都市・地震エリア	×
600			三原市	地震エリア	×
601			尾道市	地震エリア	×
602			福山市	大都市・地震エリア	×
603			東広島市	地震エリア	○
604			廿日市市	地震エリア	×
605			府中町	地震エリア	×
606			海田町	地震エリア	×
607			坂町	地震エリア	○
608		山口県	下関市	大都市・地震エリア	○
609			宇部市	大都市・地震エリア	○
610			山口市	大都市・地震エリア	○
611			防府市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
612	中国／四国	山口県	下松市	地震エリア	×
613			光市	地震エリア	○
614			周南市	地震エリア	○
615			山陽小野田市	地震エリア	○
616		徳島県	徳島市	大都市・地震エリア	○
617		香川県	高松市	大都市・地震エリア	○
618			丸亀市	地震エリア	○
619			坂出市	地震エリア	○
620			善通寺市	地震エリア	○
621			宇多津町	地震エリア	○
622			琴平町	地震エリア	○
623			多度津町	地震エリア	×
624		愛媛県	松山市	大都市・地震エリア	○
625			今治市	地震エリア	○
626			宇和島市	地震エリア	○
627			松前町	地震エリア	×
628		高知県	高知市	大都市・地震エリア	○
629	九州／沖縄	福岡県	北九州市	大都市・地震エリア	○
630			福岡市	大都市	○
631			大牟田市	その他エリア	×
632			久留米市	大都市	×
633			直方市	その他エリア	○
634			飯塚市	その他エリア	×
635			柳川市	その他エリア	×
636			八女市	その他エリア	×
637			中間市	その他エリア	×
638			小郡市	その他エリア	×
639			筑紫野市	その他エリア	○
640			春日市	その他エリア	×
641			大野城市	その他エリア	×
642			宗像市	その他エリア	×
643			太宰府市	その他エリア	○
644			古賀市	その他エリア	○
645			福津市	その他エリア	○
646			宮若市	その他エリア	×
647			糸島市	その他エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
648	九州／沖縄	福岡県	那珂川市	その他エリア	×
649			志免町	その他エリア	×
650			新宮町	その他エリア	○
651			粕屋町	その他エリア	×
652			芦屋町	その他エリア	×
653			水巻町	その他エリア	×
654			岡垣町	その他エリア	×
655			遠賀町	その他エリア	×
656			筑前町	その他エリア	×
657			苅田町	地震エリア	×
658	佐賀県	佐賀県	佐賀市	大都市	○
659			唐津市	その他エリア	×
660			鳥栖市	その他エリア	×
661			伊万里市	その他エリア	×
662			基山町	その他エリア	×
663	長崎県	長崎県	長崎市	大都市	○
664			佐世保市	大都市	○
665			島原市	その他エリア	×
666			諫早市	その他エリア	×
667			大村市	その他エリア	○
668			雲仙市	その他エリア	×
669			長与町	その他エリア	×
670			時津町	その他エリア	×
671	熊本県	熊本県	熊本市	大都市・地震エリア	○
672			八代市	地震エリア	○
673			荒尾市	地震エリア	×
674			山鹿市	地震エリア	×
675			天草市	地震エリア	×
676			合志市	地震エリア	×
677			大津町	地震エリア	×
678			菊陽町	地震エリア	○
679			御船町	地震エリア	×
680			嘉島町	地震エリア	×
681			益城町	地震エリア	×
682	大分県	大分県	大分市	大都市・地震エリア	○
683			別府市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 CGS・GHP 導入状況
684	九州／沖縄	大分県	中津市	地震エリア	×
685			由布市	地震エリア	×
686		宮崎県	宮崎市	大都市・地震エリア	○
687			都城市	地震エリア	×
688			延岡市	地震エリア	○
689			三股町	地震エリア	×
690		鹿児島県	鹿児島市	大都市・地震エリア	○
691			阿久根市	地震エリア	×
692			出水市	その他エリア	×
693			薩摩川内市	地震エリア	×
694			霧島市	地震エリア	○
695			奄美市	地震エリア	×
696			姶良市	地震エリア	×
697		沖縄県	那覇市	大都市	○
698			宜野湾市	その他エリア	×
699			浦添市	その他エリア	○
700			豊見城市	地震エリア	×
701			中城村	その他エリア	×
702			西原町	その他エリア	×
703			南風原町	その他エリア	×

※ 政府想定の地震対象エリアおよび政令指定都市等の大都市等の詳細については、交付規程[別表3]を参照

▲ ▽ ▲ ▽ 交付申請書類の作成手引き ▽ ▲ ▽ ▲

交付申請・実施計画・発注計画関係

様式第1	交付申請書	46
様式第2	実施計画書	47
(別紙①)	審査事項整理表	53
(別紙②)	申請金額整理表	54
(別紙③)	補助事業に要する経費等の申請者別内訳について	55
(別紙④)	申請者別の資金調達計画について	56
(別紙⑤)	発注計画書	57
[参考資料]	日本標準産業分類	58
[参考資料]	共同申請となりうる各種契約の取扱い	61

計算シート

[参考資料]	省エネルギー性の評価について	63
[参考資料]	データ報告のための計測についての留意点	66
(別紙⑥-1)	計算シート	70
(別紙⑥-2)	計算根拠	71
(別紙⑥-3)	コージェネレーション設備の想定稼働データ	72
(別紙⑦)	GHP室内機接続判定シート	74

図面の作成例

[参考資料]	添付書類Ⅲの「補助事業方式の設備に関する図面」について	77
[参考資料]	「補助事業方式の設備に関する全体図」の例	78
[参考資料]	「補助事業方式の設備に関する配置図」の例	79
[参考資料]	「補助事業方式の設備に関するシステム図」の例	80
[参考資料]	「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例	81
[参考資料]	「敷地内ガス配管平面図」の例	82
[参考資料]	「敷地内ガス配管アイソメ図」の例	83

見積関係及び補助対象経費の考え方

(別紙⑧-1)	見積依頼書	84
(別紙⑧-2)	見積作成時の注意事項	85
(別紙⑧-3)	見積書	86
[参考資料]	敷地内ガス管の補助対象経費算定方法	87

申請者内容証明関係 記入例等

(別紙⑨)	役員名簿	89
[参考資料]	履歴事項証明書の取得方法	90

ガス導管の供給証明書

(別紙⑩)	供給証明書（検討結果）	91
-------	-------------	----

その他

(別紙⑪)	避難所等における災害種別および立地確認書	92
(別紙⑫)	発注先選定理由書	93
(別紙⑬)	交付申請時提出書類チェックリスト	94
(別紙⑭)	交付申請書 目次	95
[参考資料]	交付申請書ファイリング例	96

(様式第1)

受理番号 (センターで記入)						

公募期間内(3/9(水)～4/22(金))であることを確認

申請者が複数の場合は、
複数申請用シートに記入してください

番号						
申請日(記入日)						
令和	4	年	4	月	22	日

令和3年度（補正）災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（補正予算に係るもの）交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記入例

記

1. 申請者

法人名	虎ノ門リゾート株式会社
代表者名	新橋 一郎
役職	代表取締役社長
住 所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9

※ 記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること

(様式第2)

令和3年度（補正）災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 実施計画書

記入例

1. 補助事業の実施計画

（1）実施場所

住所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9	都道府県から記入
最寄り駅 またはバス停	J R 新橋駅	○○線、○○駅等を記入
施設の名称	虎ノ門ホテル	○○株、○○工場等を記入
施設の所有者	虎ノ門リゾート株式会社	

※ 地図を添付し、施設の位置を明記すること

（2）補助事業の概要

a. 従来設備と補助事業設備の種類と能力

補助事業で導入するCGS、GHPについて
補助対象と補助対象外に分けて記入

従来設備	GHP (停電対応型) 56kW×1台 GHP (標準型) 56kW×1台、71kW×1台 (計 183kW)
補助事業設備	補助対象 CGS (停電対応型) 35kW×1台 GHP (停電対応型) 56kW×3台 (計 168kW)
	補助対象外 GHP (標準型) 71kW×1台 (計 71kW)
	設備の用途 発電：1Fロビーへ給電 排熱：給湯利用 空調：1F、2F、3F共用部の空調

補助対象設備の用途を記入

b. 付帯設備の補助対象範囲

撤去	なし
更新	室内機、防振架台、リモコン
新設	専用ガス流量計、ガス配管

c. 支払い方法

該当する項目にチェック

設備使用者の計画	<input type="checkbox"/> 金融機関振込 <input checked="" type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> エネルギーサービス(含むESCO) <input type="checkbox"/> 支払い委託(金融機関名称：)
共同申請情報	設備所有者： 虎ノ門ファイナンス株
	設備使用者： 虎ノ門リゾート株

共同申請の場合はそれぞれ記入

※ 共同申請にかかる相互の契約や役割分担が分かる資料を添付すること

（3）事業実施工程

別紙「発注計画書」のとおり

開始予定日は、補助事業の中で、最初に契約を締結する日、

完了予定日は、補助事業の中で、最終支払を完了する日を記入

事業全体	開始予定日	令和 4 年 9 月 1 日
	完了予定日	令和 5 年 2 月 15 日

※ 開始日は、契約締結日を記入すること。複数契約がある場合は最も早い契約日を記入すること

※ 完了日は、支払完了日を記入すること。複数契約がある場合は最も遅い支払日を記入すること

(4) 審査に係る事項

a. 設置場所

都道府県、市区町村をプルダウンから選択(指定区分、BOS設置済みの欄は自動入力)			
都道府県	市区町村	指定区分	BOS設置済
東京都	港区	大都市・地震エリア	導入済み

b -①. 供給状況

供給方式、供給状況をプルダウンから選択	
供給方式	供給状況
耐震性を向上させた低圧導管による供給	既存(供給中)入替不要

b -②. 供給方式が「耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けている」の場合は、以下を記入すること

本支管	引込管
ポリエチレン管	ポリエチレン管

低圧供給等の場合、本支管・引込管の管種をプルダウンから選択。中圧供給の場合は「一」を選択

c -①. 災害時における施設の役割

施設の分類、協定の内容、協定の締結状況をプルダウンから選択		
施設の分類	協定の内容	協定の締結状況
ウ_災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している施設	避難所	締結済み

※ 災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（補正予算に係るもの）交付規程

第3条 第2項（6）（ア）～（ウ）のいずれかの施設。ただし、ZEBを除く

（ア）災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設

（イ）災害時に活動拠点等として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設

（ウ）災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）施設

c -②. 避難所機能および地域住民へのサービス提供に寄与するスペース

2. 補助対象経費の算出根拠の
補助対象経費を入力後に自動計算

面積(m ²)	費用対効果(避難面積(m ²)/補助対象経費(百万円))
2,000	58.997 m ² / 百万円

別紙①から避難所面積を転記

d. その他確認事項

チェック	内容	該当する項目にチェック
<input checked="" type="checkbox"/>	ZEB（平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる建築物）ではないこと	
<input checked="" type="checkbox"/>	「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち石油製品（石油ガスを除く）タンク等の導入に係るもの）」を活用し、石油製品（石油ガスを除く）タンク等を導入した施設ではないこと	
<input checked="" type="checkbox"/>	低圧供給の場合、相当程度の揺れのある地震が発生した場合は、ガスの供給が停止し天然ガス利用設備が起動しなくなることについて確認していること	

e. 省エネ性と費用対効果

導入設備がCGS、またはCGS+GHP（GHP以外にも給電）の場合、別紙⑥-1計算シート⑩の数値を転記。GHP、またはCGS+GHP(GHPのみ給電)の場合、「補助対象経費(千円)/補助対象となるGHPの定格冷房能力(kW)」の値を記入

評価項目	導入効果
費用対効果	484.2 千円／kW
CO ₂ 排出削減量	37.7 ▲t - CO ₂ /年
CO ₂ 削減率	26.0 %

GHPの場合、CO₂排出削減量
削減率の欄に「一」を記入

※ 費用対効果は（補助対象経費(千円)／定格出力(kW)）を記入すること

※ CO₂排出削減量、CO₂削減率はコーポレートのみ記入すること

2. 補助対象経費の算出根拠

別紙「申請金額整理表」のとおり

金額は税抜で記入

該当する経費がない場合は、「0」を記入

(1) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	100,000 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	15,000,000 円	15,000,000 円	1/3	
IV. 新規設備設置工事費	17,000,000 円	17,000,000 円	1/3	5,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	900,000 円	1/3	300,000 円
合計	35,600,000 円	33,900,000 円		11,299,999 円

※「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること

※「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、

消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、

その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入すること

「補助率」は
プルダウンから選択

補助事業に要する経費のうち、補助対象外の経費を除外した金額を記入。

3. 補助対象設備の仕様

(1) C G S

設備名称	燃料消費量 (Nm ³ /h)	単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (低位基準)	燃料消費量 (MJ/h)	定格発電出力 (kW)	発電効率 (LHV %)	総合効率 (LHV %)	台数	停電 対応
	①	②	①×②=③	④	⑤=④÷③×3.6			
停電対応型 C G S	9.26	40.6	376.0	35.0	33.5	88.0	1	○
合計	9.26		376.0	35.0			1	

※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記入すること

※ 「燃料消費量」及び「定格発電出力」は設備の定格値を記入すること

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること記入枠は必要な数を追加すること

(2) G H P

定格冷房時の値を記入

高位発熱量(HHV)であることに注意

プルダウンから選択

設備名称	燃料消費量 発電時 (kW)	燃料消費量 非発電時 (kW)	単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (高位基準)	燃料消費量 発電時 (MJ/h)	燃料消費量 非発電時 (MJ/h)	定格冷房 能力(kW)	台数	停電 対応
	①	②	③	④=①×③×3.6	⑤=②×③×3.6			
停電対応型 G H P	65.3	59.6	45.0	10,578.6	9,655.2	56.0	3	○
標準型 G H P	0.0	45.3	45.0	0.0	7,338.6	56.0	1	○
合計	195.9	224.1		31,735.8	36,304.2	224.0	4	

※ 「燃料消費量」及び「定格出力」は設備の定格値を記入すること

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること記入枠は必要な数を追加すること

停電対応型CGSの給電で稼働する
標準型GHPは「○」を選択

4. 補助事業担当窓口

(1) 申請者

法人名	虎ノ門リゾート株式会社		
部署名	施設管理部		
(フリガナ)	トラノモン ジロウ		
実施責任者名	虎ノ門 次郎		
役職	主任		
住所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9		
電話番号	03 - 6435 - 7692	FAX番号	03 - 3000 - 1000
E-mailアドレス	toshi_gas@tora.com		

(2) 補助事業後の都市ガス導管事業者

法人名	虎ノ門ガス株式会社		
部署名	導管部		
(フリガナ)	シンバシ サブロウ		
担当者名	新橋 三郎		
役職	係長		
住所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9		
電話番号	03 - 6435 - 7692	FAX番号	03 - 6435 - 7692
E-mailアドレス	shinbashi.jiro@gas.com		

5. 補助事業者の概要

法人名、代表者名、役職、住所は履歴事項全部事項証明書に記載の通りに記入

法人名	虎ノ門リゾート株式会社			
代表者名	新橋 一郎			
役 職	代表取締役社長			
住 所	(105 — 0004) 東京都港区新橋3-7-9		業種は、日本標準産業分類(別紙⑥)より選択 左欄をプルダウンから選択(右欄は自動表示)	
電話番号	03 — 6435 — 7691	FAX番号	03 — 6435 — 7692	
業 種	宿泊業		サービス業	
資本金※	100,000,000 円	従業員数※	2,000,000 人	
決算情報※	前年度	売上高	50,000,000,000 円	経常利益
補助対象設備 に対する 申請者の役割	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> エネルギーサービス事業者 (補助対象設備を使用し電力や熱を販売する) <input type="checkbox"/> その他 ()			

※ 各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること

※資本金、売上高、経常利益の記入方法は、以下注釈を参照。

6. 資金調達計画 (補助事業に要する経費)

借入金がない場合は、「0」を記入

	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	11,299,999 円	24,300,001 円	0 円	35,600,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること

7. 確認事項

該当するすべての項目にチェック

申請する設備が他の補助金と重複する場合、補助金名称を記入

<input type="checkbox"/>	他の補助金との重複または併願 (予定含む) 該当する場合、補助金名称 :
<input type="checkbox"/>	自社製品の調達等
<input type="checkbox"/>	資金調達計画の中で借入金を含む場合、本事業で導入する設備を担保としないこと

※ 補助対象経費に、国からの補助金等 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう) の対象経費を含む事業ではないこと (法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く)

会社法上の会社以外の法人の資本金・売上高・経常利益の記入方法

	医療法人	社会福祉法人	学校法人
資本金	「—」を記入	「—」を記入	「—」を記入
売上高	事業損益の内、事業収益の合計	サービス活動収益計	教育研究事業収入計
	本来業務+附帯業務+収益業務の 事業収益	介護報酬・委託費・施設型給付費 +利用者等利用料+補助金+寄附金	学生生徒等納付金+手数料+寄付金 +補助金+事業収入+雑収入
経常利益	経常利益	経常増減差額	経常収支差額

**令和3年度（補正）災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
審査事項整理表**

記入例

1. 補助対象設備が災害時に貢献する避難所の面積

設備	避難所面積(m ²)	自動計算
停電対応型CGS+停電対応型GHP	2,000	

該当する補助対象設備をプルダウンから選択

2. 補助対象設備の概要

(1) C G S

設備	台数	災害時の設備用途	避難所面積(m ²)
停電対応型 CGS	1	【発電】…1Fロビー、共用部(コンセント利用)、標準型GHP×3台へ給電 【温水】…大浴場で給湯利用 【蒸気】…製造プロセスへの供給(○○を製造し、避難所へ供給)	600
		該当する補助対象設備をプルダウンから選択	

(2) G H P

設備	台数	災害時の設備用途	避難所面積(m ²)
停電対応型 GHP	3	【発電】2Fホール(コンセント利用) 【空調】2F(ホール・客室)、3F(食堂・客室)	500
標準型GHP	3	・停電対応型CGSからの給電で稼働 【空調】3F(廊下・客室)、4F(廊下・客室)、5F(廊下・客室)	900

該当する補助対象設備をプルダウンから選択

(3) その他設備 (C G S ・ G H P 以外)

設備	台数	災害時の設備用途	避難所面積(m ²)

※ 補助対象設備が避難所に貢献する範囲を示す図面(寸法の記載があるもの)を添付すること

**令和3年度（補正）災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
申請金額整理表**

プルダウンから選択

見積件名	見積会社	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
既存設備撤去工事	虎ノ門工業株	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
C G S 更新工事	虎ノ門工業株	34,100,000 円	32,900,000 円	1/3	10,966,666 円
契約毎に記載すること				1/3	
				1/3	
				1/3	
合 計		35,600,000 円	33,900,000 円		11,299,999 円

(別紙③)

補助事業に要する経費等の申請者別内訳について

記入例

申請者が複数の場合に作成

合計

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	100,000 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	15,000,000 円	15,000,000 円	1/3	5,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	17,000,000 円	17,000,000 円	1/3	5,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	900,000 円	1/3	300,000 円
合計	35,600,000 円	33,900,000 円		11,299,999 円

虎ノ門ファイナンス株式会社

補助事業に要する経費、補助対象経費を記入

プルダウンから選択

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	100,000 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	0 円	0 円	1/3	0 円
III. 新規設備機器費	15,000,000 円	15,000,000 円	1/3	5,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	17,000,000 円	17,000,000 円	1/3	5,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	900,000 円	1/3	300,000 円
合計	34,100,000 円	32,900,000 円		10,966,666 円

虎ノ門リゾート株式会社

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	0 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	0 円	0 円	1/3	0 円
IV. 新規設備設置工事費	0 円	0 円	1/3	0 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/3	0 円
合計	1,500,000 円	1,000,000 円		333,333 円

※ 金額に消費税等は含まないこと

(別紙④)

申請者別の資金調達計画について

記入例

申請者が複数の場合に作成

借入金がない場合は、「0」を記入

虎ノ門ファイナンス株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	10,966,666 円	23,133,334 円	0 円	34,100,000 円

虎ノ門リゾート株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	333,333 円	1,166,667 円	0 円	1,500,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと

令和3年度（補正）災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
発注計画書

契約件名を記入

補助対象経費を含むすべての契約について、契約毎ごとに本紙を作成

件名： CGS更新工事

No	年 月 日	発 注 計 画
1	令 和 4 年 4 月 1 日	概算見積依頼（虎ノ門工業(株)） 金額は税別価格を記入
2	令 和 4 年 4 月 8 日	概算見積回答（虎ノ門工業(株)：35,600,000円税別）
3	令 和 4 年 4 月 22 日	交付申請
4	令 和 4 年 8 月 16 日	実施見積依頼(予定) 交付申請以降は、予定を記入
5	令 和 4 年 8 月 23 日	実施見積回答(予定)
6	令 和 4 年 9 月 1 日	契約締結(予定)
7	令 和 4 年 12 月 10 日	中間報告(予定)
8	令 和 5 年 1 月 15 日	納品(予定)
9	令 和 5 年 1 月 28 日	検収(予定)
10	令 和 5 年 1 月 29 日	請求(予定)
11	令 和 5 年 2 月 15 日	支払い完了(予定)
12	令 和 5 年 2 月 25 日	実績報告(予定)
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

【参考資料】

日本標準産業分類

分類	業種	業種分類
農業、林業		
A01	農業	製造業その他
A02	林業	製造業その他
漁業		
B03	漁業(水産養殖業を除く)	製造業その他
B04	水産養殖業	製造業その他
鉱業、採石業、砂利採取業		
C05	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
建設業		
D06	総合工事業	製造業その他
D07	職別工事業(設備工事業を除く)	製造業その他
D08	設備工事業	製造業その他
製造業		
E09	食料品製造業	製造業その他
E10	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
E11	繊維工業	製造業その他
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	製造業その他
E13	家具・装備品製造業	製造業その他
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
E15	印刷・同関連業	製造業その他
E16	化学工業	製造業その他
E17	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
E18	プラスチック製品製造業	製造業その他
E19	ゴム製品製造業	製造業その他
E20	なめし革・同製品・毛皮製造業	製造業その他
E21	窯業・土石製品製造業	製造業その他
E22	鉄鋼業	製造業その他
E23	非鉄金属製造業	製造業その他
E24	金属製品製造業	製造業その他
E25	はん用機械器具製造業	製造業その他
E26	生産用機械器具製造業	製造業その他
E27	業務用機械器具製造業	製造業その他
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	製造業その他
E29	電気機械器具製造業	製造業その他
E30	情報通信機械器具製造業	製造業その他
E31	輸送用機械器具製造業	製造業その他
E32	その他の製造業	製造業その他
電気・ガス・熱供給・水道業		
F33	電気業	製造業その他
F34	ガス業	製造業その他
F35	熱供給業	製造業その他
F36	水道業	製造業その他

情報通信業		
G37	通信業	製造業その他
G38	放送業	サービス業
G39	情報サービス業	サービス業
G40	インターネット付随サービス業	製造業その他
(映像・音声・文字情報制作業)		
G410	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
G411	映像情報制作・配給業	サービス業
G412	音声情報制作業	サービス業
G413	新聞業	製造業その他
G414	出版業	製造業その他
G415	広告制作業	サービス業
G416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	サービス業
運輸業、郵便業		
H42	鉄道業	製造業その他
H43	道路旅客運送業	製造業その他
H44	道路貨物運送業	製造業その他
H45	水運業	製造業その他
H46	航空運輸業	製造業その他
H47	倉庫業	製造業その他
H48	運輸に付随するサービス業	製造業その他
H49	郵便業(信書便事業を含む)	製造業その他
卸売業、小売業		
I50	各種商品卸売業	卸売業
I51	織維・衣服等卸売業	卸売業
I52	飲食料品卸売業	卸売業
I53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	卸売業
I54	機械器具卸売業	卸売業
I55	その他の卸売業	卸売業
I56	各種商品小売業	小売業
I57	織物・衣服・身の回り品小売業	小売業
I58	飲食料品小売業	小売業
I59	機械器具小売業	小売業
I60	その他の小売業	小売業
I61	無店舗小売業	小売業
金融業、保険業		
J62	銀行業	製造業その他
J63	協同組織金融業	製造業その他
J64	貸金業、クレジットカード業等非貯金信用機関	製造業その他
J65	金融商品取引業、商品先物取引業	製造業その他
J66	補助的金融業等	製造業その他
J67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	製造業その他
不動産業、物品賃貸業		
K68	不動産取引業	製造業その他
(不動産賃貸業・管理業)		
K690	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
K691	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	製造業その他
K692	貸家業、貸間業	製造業その他
K693	駐車場業	サービス業
K694	不動産管理業	製造業その他
K70	物品賃貸業	サービス業

学術研究、専門・技術サービス業		
L71	学術・開発研究機関	サービス業
L72	専門サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
L73	広告業	サービス業
L74	技術サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
宿泊業、飲食サービス業		
M75	宿泊業	サービス業
M76	飲食店	小売業
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	小売業
生活関連サービス業、娯楽業		
N78	洗濯・理容・美容・浴場業	サービス業
(その他の生活関連サービス業)		
N790	管理、補助的経済活動を行う事業所	サービス業
N791	旅行業	製造業その他
N792	家事サービス業	サービス業
N793	衣服裁縫修理業	サービス業
N794	物品預り業	サービス業
N795	火葬・墓地管理業	サービス業
N796	冠婚葬祭業	サービス業
N799	他に分類されない生活関連サービス業	サービス業
N80	娯楽業	サービス業
教育、学習支援業		
O81	学校教育	サービス業
O82	その他の教育、学習支援業	サービス業
医療、福祉		
P83	医療業	サービス業
P84	保健衛生	サービス業
P85	社会保険・社会福祉・介護事業	サービス業
複合サービス業		
Q86	郵便局	サービス業
Q87	協同組合(他に分類されないもの)	サービス業
サービス業(他に分類されないもの)		
R88	廃棄物処理業	サービス業
R89	自動車整備業	サービス業
R90	機械等修理業	サービス業
R91	職業紹介・労働者派遣業	サービス業
R92	その他の事業サービス業	サービス業
R93	政治・経済・文化団体	サービス業
R94	宗教	サービス業
R95	その他のサービス業	サービス業
R96	外国公務	サービス業
公務(他に分類されるものを除く)		
S97	国家公務	製造業その他
S98	地方公務	製造業その他
分類不能の産業		
T99	分類不能の産業	製造業その他

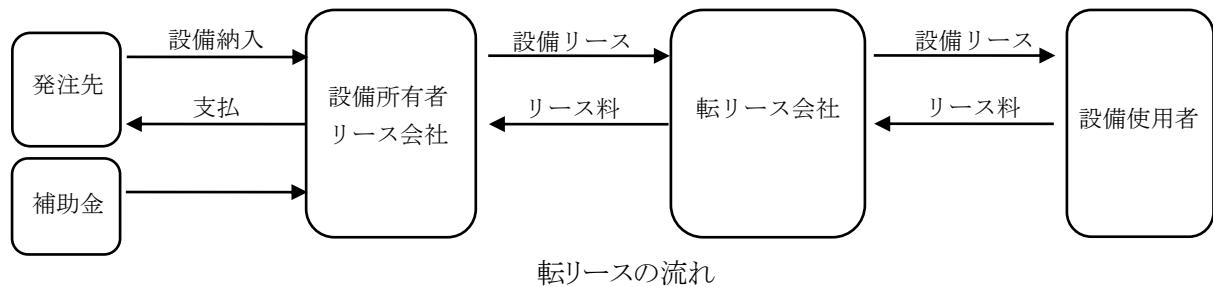
【参考資料】

共同申請となりうる各種契約の取扱い

1. 転リース

(1) 転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。



(2) 転リースを利用した事業の扱い

①転リース会社が補助事業に必要な一定の役割(※)を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。

※ 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等

②リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。

③各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。

④実施計画書(様式第2)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。

⑤交付申請書および実績報告書に以下の書類を添付して下さい。

- ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
- ・各リース契約金額に関する料金計算書(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

※交付申請書に添付する資料は案で可

⑥事業の完了は、設備所有者(リース会社)が発注者へ経費の支払いを行った日とします。

2. リースバック

(1) リースバックとは

使用者が事業用資産を売却し、それをそのまま使用しながら買い主(設備所有者=リース会社)に使用料を支払う方式を指します。

(2) リースバックの流れ

①設備使用者が発注先から設備等を購入し支払います。

②設備使用者は、リース会社に設備を売却します。

③リース会社は設備使用者に対し、購入した設備をリースします。

(3) リースバックを利用した事業の扱い

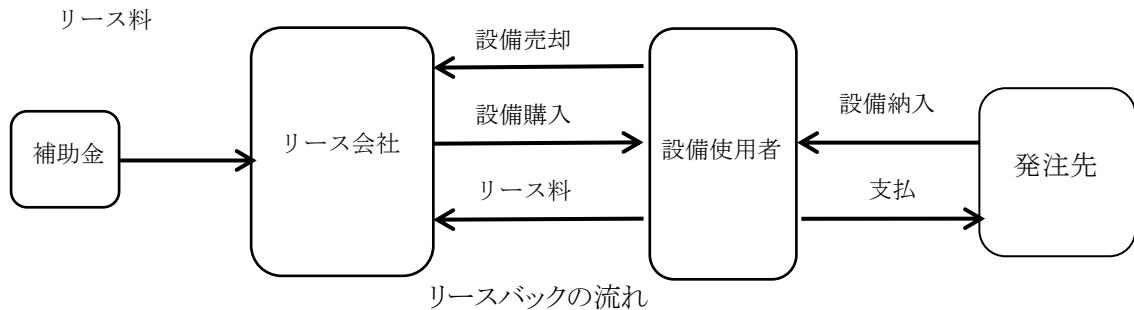
①リースバックを利用する場合は、事前にセンターに内容を説明し、事業形態について了解を得る必要があります。

②補助金は、共同申請者のうちリース会社(設備の所有者)に支払われます。

- ③設備使用者がリース会社に支払う代金に補助金分が除外されており、かつ申請者間の転売で発生する手数料等は補助対象経費から除外されている必要があります。
- ④実施計画書(様式第2)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。
- ⑤事業の完了は、事業者間の売買（所有権の移動）がなされた日とします。
- ⑥実績報告書には、以下の間で取り交わされた契約書（注文書、注文請書）、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

リース会社 ⇄ 設備使用者

設備使用者 ⇄ 発注先



【参考資料】

省エネルギー性の評価について

1. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

(1) 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

- A : 補助事業設備を稼働させなかった場合の補助事業に係るシステムの年間1次エネルギー消費量（従来方式）
 B : 補助事業設備を稼働させた場合の補助事業に係るシステムの1次エネルギー消費量
 A - B : 省エネルギー量（補助事業設備を稼働させることによる導入対象エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量）

省エネルギー率とは、 $\{(A - B) / A\} \times 100$ をいいいます。

*省エネルギー量の試算に際しては、充分な裕度を見込んで下さい。

代表的な事例

	従来方式	補助事業方式
コーチェネレーション設備 (新設) +ボイラ (更新)	<p>系統電力 電力 C(GJ)</p> <p>ボイラ(既存)</p> <p>燃料 A(GJ)</p> <p>温熱 D(GJ)</p>	<p>系統電力 電力 C(GJ)</p> <p>コーチェネレーション(新設)</p> <p>追焚ボイラ(更新)</p> <p>都市ガス B(GJ)</p> <p>都市ガス X(GJ)</p> <p>BOS電力</p> <p>排熱</p> <p>温熱 D(GJ)</p>
1次エネルギー消費量	$A(GJ) + C(GJ)$	$B(GJ) + X(GJ)$

(2) 従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定として、省エネ法施行規則第4条第2項に定める「他人から供給された熱」の換算係数を使用することとします。その場合、以下の換算係数を使用します。

温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ

産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

(3) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い

- 原則として、省エネ法施行規則第4条により以下の数値を使用します。

昼間（8～22時） 9,970kJ/kWh、夜間（22～8時） 9,280kJ/kWh

上記以外の電力 9,760kJ/kWh (0.252kL/MWh)

- ・電力の一次換算は、省エネ法施行規則第17条に定める定期報告書における電気需要平準化評価単位を使用できます。すなわち、電気需要平準化時間帯（7～9月及び12～3月の8～22時）において、電力削減量を1.3倍して省エネルギー量を計算するものです。電力をこの時間帯で取りまとめることができない場合は、電力の換算係数は一律に9,760kJ/kWhとします。

※参考： 単位の換算について

$$1\text{kW} = 3,600\text{kJ/h} = 3.6\text{MJ/h} = 860\text{kcal/h}$$

換算蒸気 1kg (100°Cの飽和水を100°Cの乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量)

$$= 2,257\text{kJ} = 0.627\text{kWh}$$

- ・自家発電設備により削減される電力のCO2排出係数には、以下の数値を用いること。

0.65kgCO2/kWh (出典：地球温暖化対策計画)

2. 排熱排熱投入型吸収冷温水機（ジェネリンク）による省エネルギー量の考え方と容量選定

(1) ジェネリンクによる省エネルギー量の考え方

【前提条件】

ジェネリンクの定格運転時の仕様値

冷凍能力：1,055kW、排熱回収量：330kW、

ガス量（排熱投入無しの場合）800kW(HHV)、（排熱投入有りの場合）600kW(HHV)

ジェネリンクへの年間排熱投入量 1,000GJ

とした場合

- ・ガス焚きのCOP

$$1,055\text{kW} \div 800\text{kW} = 1.32$$

- ・排熱回収時のガス焚きによる冷凍能力寄与分

$$600\text{kW} \times 1.32 = 792\text{kW}$$

- ・排熱回収時の排熱による冷凍能力寄与分

$$1,055\text{kW} - 792\text{kW} = 263\text{kW}$$

- ・排熱のCOP

$$263\text{kW} \div 330\text{kW} = 0.80$$

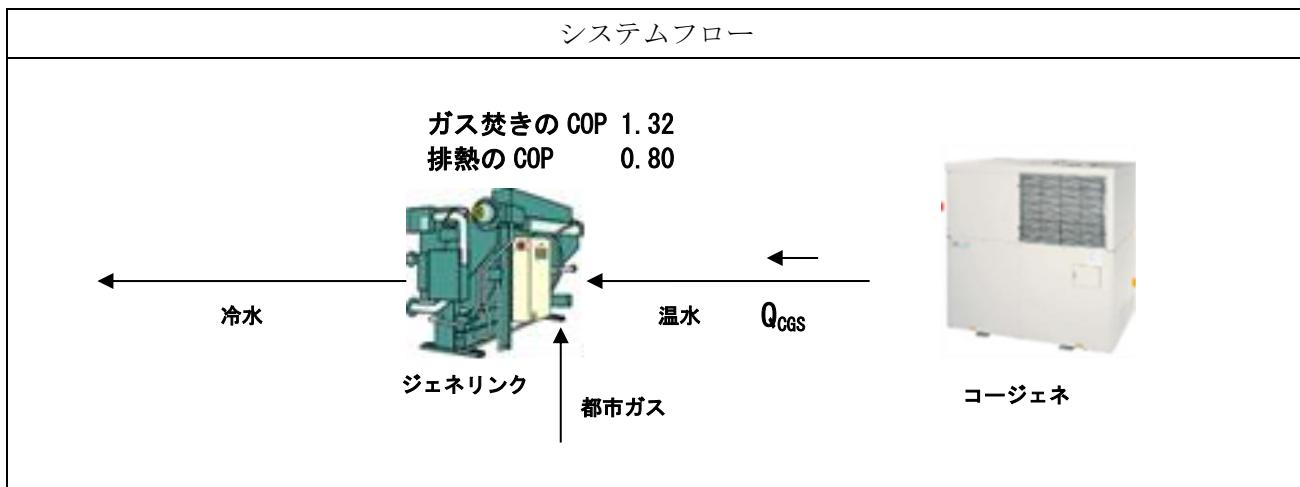
- ・排熱による年間冷熱発生量

$$1,000\text{GJ} \times 0.80 = 800\text{GJ}$$

- ・排熱による燃料削減分（省エネルギー量）

$$800\text{GJ} \div 1.32 = \underline{606\text{GJ}}$$

⇒原油換算：606GJ × 0.0258kL/GJ = 15.6kL



(2) ジェネリンクの容量選定について

コージェネが発生させる排熱量とジェネリンクの排熱回収可能量は必ずしも一致するわけではありません。コージェネ排熱量に対してジェネリンクの排熱回収可能量が過大となっている場合は、超過分は補助金対象外となりますのでご注意下さい。

(機器仕様の一例)

冷凍能力	能力(RT)	200	250	300	350	400
	kW	703	879	1055	1266	1407
排熱回収量	kW	220	275	330	396	440

コージェネからの排熱量を 250kW とした場合、200RT では排熱に余剰が発生し、250RT なら排熱量を全量飲み込める量となり、250RT を直近上位で最適容量と判断します。これを超えた容量は能力按分し補助対象外とします。

申請時において直近上位の機種を選定する際は、候補となるメーカー・シリーズでの比較でかいません。交付申請時と実際に採用した機種が異なった場合は、再度容量の検証・省エネルギー計算等を行って下さい。

【参考資料】

データ報告のための計測についての留意点

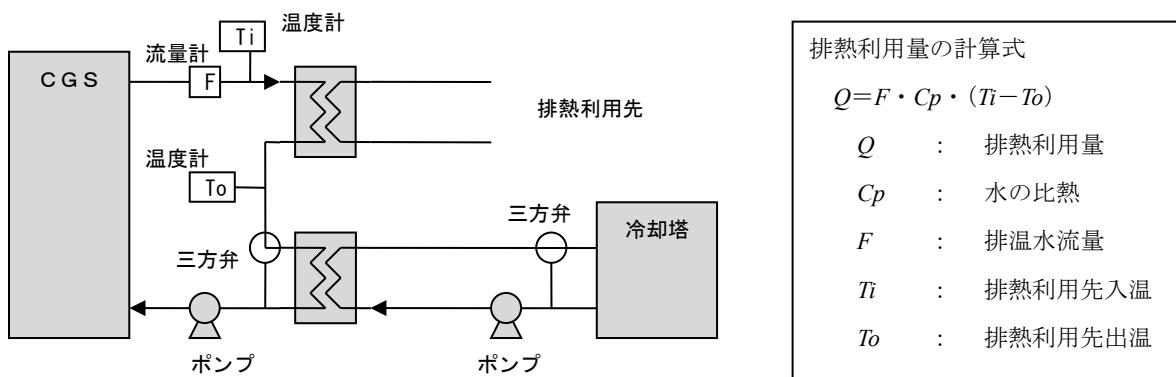
補助対象設備の所有者は、設備稼働後より、導入効果を報告するためのデータ計測を行っていました。そのための計測方法に関する留意点について、以下にまとめました。

①省エネルギー効果の計算は、自家発電設備の発電電力（発電端出力）ではなく、自家発電設備の稼働に必要な補機電力等を差し引いた送電電力（送電端出力）の数値を用いる必要があります。従って、以下のいずれかの計測が必要です。

- 1) 発電電力もしくは送電電力と、補機電力の両方を計測する。
- 2) 発電電力と送電電力を計測する。
- 3) 時間当たりの補機電力が明らかな場合、時間当たりの補機電力に運転時間をかけて補機電力量とする方法も可とする。この場合、送電電力のみの計測で可とする。

②燃料ガスの流量測定においては、温度、圧力補正が必要になります。通常は、燃料ガスの温度、圧力の計測が必要です。ただし、特に問題ない場合は、「温室効果ガス総排出量算定方法」（平成27年4月環境省地球環境局地球温暖化対策課制定）にもとづき、ガス温度15°C、ガス圧力1.02気圧で代用することも可とします。

③排熱利用量の計測においては、排熱発生量全量ではなく、実際に利用された熱量を計測する必要があります。例えば、排熱の一部を冷却塔で放熱する場合、適切な熱量計測は次の図のようになります。

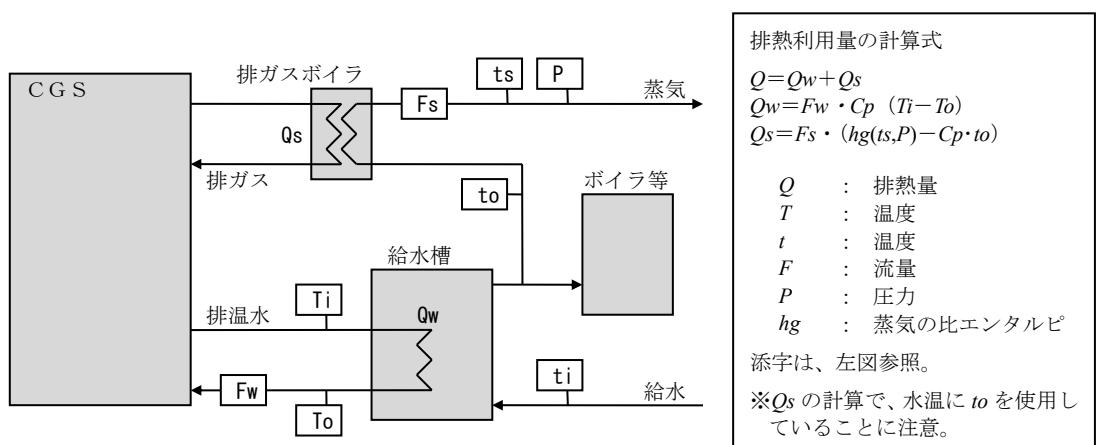


④排熱蒸気の熱量計測において、蒸気流量を給水流量で代用する場合、適切なブロード率を設定し、以下の通り求めるよう願います。

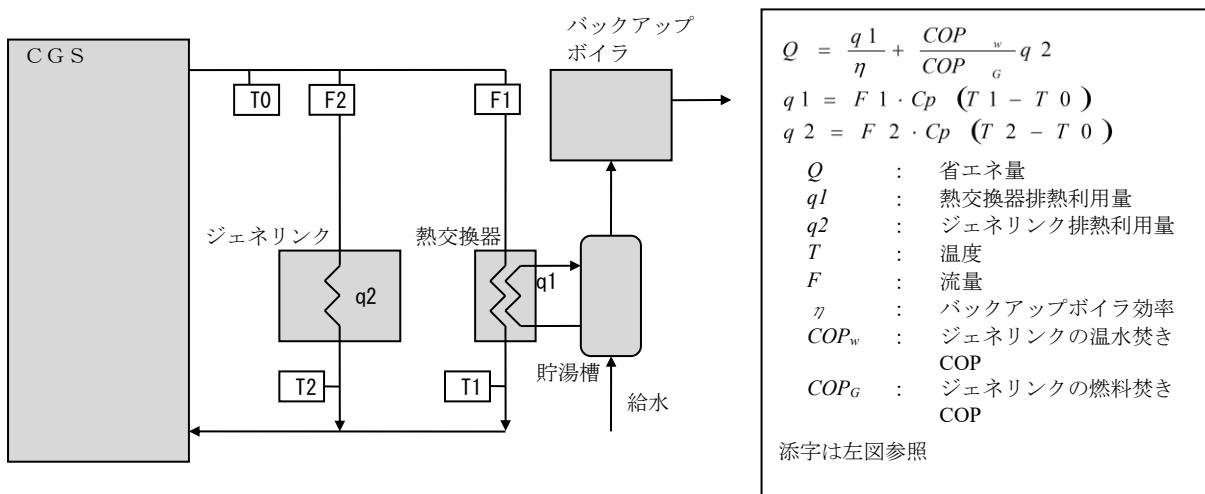
$$\text{排熱利用量} = \text{給水流量} \times (1 - \text{ブロード率}) \times (\text{蒸気エンタルピー} - \text{給水エンタルピー})$$

⑤蒸気の熱量計測においては、蒸気の流量だけでなく、給水の温度、蒸気の温度と圧力を計測し、両者のエンタルピ差を求める必要があります。なお、設備の制御等で蒸気の温度や圧力が一定に保たれている場合は、蒸気の温度、圧力の計測を省略してもかまいません。また、給水に水道水を用いる場合等で水道水の温度が公表されている場合、水温の計測を省略して当該公表値を用いてもかまいません。

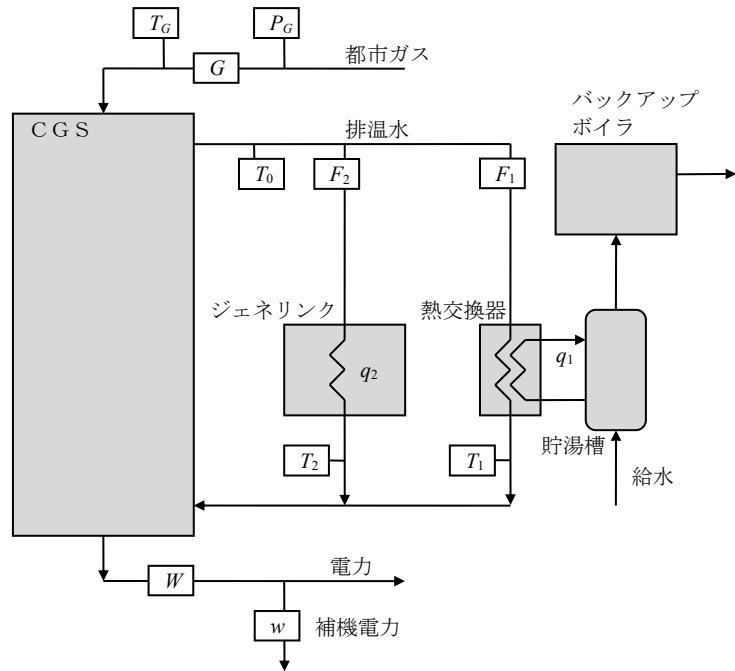
⑥自家発電設備が温水排熱と蒸気排熱を発生させ、温水排熱がボイラ給水予熱に使用される場合において、蒸気排熱量の計算に温水排熱が含まれないように配慮する必要があります。具体的には次の図を参考願います。



⑦排熱を複数の用途に利用し、それぞれで従来方式の効率が異なる場合（例えば排熱を給湯と冷房に利用する場合）、省エネ計算のためにそれぞれの用途に対し排熱利用量を計測する必要があります。具体的には次の図を参考願います。



⑦の補足



システムフロー図

計測装置より取得するデータの記号

F_1	[m ³ /s]	: 排温水の熱交換器側流量
F_2	[m ³ /s]	: 排温水のジェネリング側流量
T_0	[°C]	: 排温水の CGS 出口温度
T_1	[°C]	: 排温水の熱交換器出口温度
T_2	[°C]	: 排温水のジェネリング出口温度
G	[m ³ /s]	: 燃料消費量 (発熱量 45MJ/m ³ N)
T_g	[°C]	: 燃料ガスの温度
P_g	[Pa]	: 燃料ガスの圧力
W	[kW]	: CGS 発電量
w	[kW]	: 補機電力

その他記号

q_1	[kW]	:	熱交換器での排熱利用量
q_2	[kW]	:	ジェネリンク排熱利用量
Q_1	[kW]	:	バックアップボイラの燃料削減量
Q_2	[kW]	:	ジェネリンクの燃料削減量
Q_0	[kW]	:	燃料消費量
Q	[kW]	:	燃料削減量

ジェネリンクの温水利用時の COP=0.8 (機器仕様書より)、温水および冷水の換算係数 1.36[kJ/kJ]を使用する。

$$\text{熱交換機器の排熱利用量 } q_1 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_1 \times (T_1 - T_0)$$

$$\text{ジェネリンクの排熱利用量 } q_2 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_2 \times (T_2 - T_0)$$

$$\text{排熱によるボイラのガス削減量 } Q_1 = 1.36 \times q_1$$

$$\text{排熱によるジェネリンクの燃料削減量 } Q_2 = 1.36 \times 0.8 \times q_2 = 1.088 \times q_2$$

$$\text{発電による一次エネルギー削減量 } Q_3 = K \times (W - w)$$

※K : 電力平準化時間帯 $9,970 \times 1.3 = 12,960[\text{kJ}/\text{kWh}]$ 、その他昼間 $9,970[\text{kJ}/\text{kWh}]$ 、

夜間 $9,280[\text{kJ}/\text{kWh}]$ 、逆潮流電力 $9,760[\text{kJ}/\text{kWh}]$ (時間帯に応じて適切な K を使用する。)

$$\text{燃料消費量 } Q_0 = 45,000 \times G \times 273.15 \div (273.15 + T_g) \times (101,325 + P_g) \div 101,325$$

※1 気圧 = $101,325[\text{Pa}]$

$$\text{燃料削減量 } Q = (Q_1 + Q_2 + Q_3) - Q_0$$

⑧自家発電設備等の内部に備えられたセンサーヤや弁開度等から熱量や流量を求め、遠隔監視等で計測するものにあっては、測定方法が妥当と認められるものであれば、報告データとして認めます。計算根拠資料に、計測値が自家発電設備からの遠隔監視データである旨、記載願います。

※計測方法の詳細を確認する場合がありますので、その際は必要な資料をご用意下さい。

(別紙⑥-1)
【計算シート】

②:補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にする
例:仕様値、計測値、発電量×●% 他

機器仕様	発電出力	kW	70.0	①
	送電出力 (発電出力-補機電力)	kW	68.0	②
	蒸気出力	kW	0.0	③
	温水出力	kW	113.8	④
	燃料消費量 (HHV)	kW	238.7	⑤
年間値	運転時間	合計	4~6月、10~11月の8:00~22:00	h/年 2,500.0 ⑥
	運転時間	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)	h/年	1,100.0 ⑦
		電気需要平準化時間帯	h/年	1,400.0 ⑧
		夜間 (22:00~翌日8:00)	h/年	0.0 ⑨
	電力	合計	7~9月、12~3月の8:00~22:00	MWh/年 170.0 ⑩
	構内使用電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)	MWh/年	74.8 ⑪
		電気需要平準化時間帯	MWh/年	95.2 ⑫
		夜間 (22:00~翌日8:00)	MWh/年	0.0 ⑬
	逆潮流電力	燃料の高位発熱量(GJ/千Nm3)を入力すること	MWh/年	0.0 ⑭
	蒸気出力量 (③×⑥×0.0036GJ/kWh)	GJ/年	0.0 ⑮	
	温水出力量 (④×⑥×0.0036GJ/kWh)	GJ/年	1,024.2 ⑯	
負荷	燃料消費量 (HHV)	高位発熱量 ⑤×⑥×0.0036GJ/kWh	GJ/年	2,147.9 ⑰
		45.0 ⑯×0.0258kL/GJ	kL/年	55.4 ⑱
		GJ/千Nm3 ⑯(燃料の高位発熱量)GJ/千Nm3	千Nm3/年	47.7 ⑲
	C O2排出量		t C O2/年	107.0 ⑳
換算係数	蒸気利用量 (出力×利用率)	将来の事業状況の変化や生産量変動、制御方法等を加味して設定すること	GJ/年	0.0 ㉑
	温水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	504.0 ㉒
	冷水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	0.0 ㉓
換算係数	電力 構内使用電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)	GJ/MWh	9.97 ㉔
		電気需要平準化時間帯	GJ/MWh	12.96 ㉕
		夜間	GJ/MWh	9.28 ㉖
	逆潮流電力		GJ/MWh	9.76 ㉗
	蒸気	【参考資料】省エネルギー性の評価についてに記載の通り、以下の換算係数を使用しても可。 温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ 産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ 使用しない場合、下表に根拠となる設備の仕様値を記載のこと。	GJ/GJ	0.00 ㉘
	温水		GJ/GJ	1.36 ㉙
	冷水		GJ/GJ	0.00 ㉚
	従来方式一次エネルギー消費量		GJ/年	2,665.1 ㉛
			kL/年	68.8 ㉜
	省エネルギー量		GJ/年	517.2 ㉝
			kL/年	13.4 ㉞
	省エネルギー率	%		19.4 ㉟
	従来方式C O2排出量	t C O2/年		144.7 ㉟
	C O2排出削減量	▲t C O2/年		37.7 ㉟
	C O2削減率	%		26.0 ㉟
	費用対効果	千円/kW		484.2 ㉟
	補助対象経費	円		33,900,000 ㉟

※ 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入すること

※ 電気需要平準化時間帯：7~9月、12~3月の昼間時間帯（8時から22時）

補助対象経費を記入

⑭:逆潮流電力がある場合のみ記入

㉔～㉖:時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。

(別紙⑥-2)

計算根拠

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
・原則として、国際単位系(SI)で記入すること。

「省エネ計算に使用した設備の仕様値」との整合をとること。

1. 導入する停電対応型 CGS の仕様

項目	数値	単位
発電出力	35.0	kW/台
補機動力	1.0	kW/台
蒸気発生量	0.0	kW/台
温水発生量	56.9	kW/台
燃料消費量(LHV)	104.5	kW/台
台数	2	台

(a)
(b)
(c)
(d)
(e)
(f)

定格値を記入。根拠となる資料(カタログ、仕様書等)

2. 計算シート入力値の計算根拠

番号	数値	計算過程
①	70.0 kW	= (a) × (f)
②	68.0 kW	= (① - (b)) × (f)
③	0.0 kW	= (c)
④	113.8 kW	= (d) × (f)
⑤	238.7 kW	= (e) × (f) ÷ 0.902 ≈ 1 × 1.03 ≈ 2
⑦	1,100.0 h/年	表1より、中間期の昼間稼働時間
⑧	1,400.0 h/年	表1より、夏季及び冬季の昼間稼働時間
⑨	0.0 h/年	表1より、夜間稼働時間
⑯	0.0 MWh/年	逆潮流なし
㉑	0.0 GJ/年	蒸気利用なし
㉒	716.9 GJ/年	= ㉑ × 70% ≈ 3
㉓	0.0 GJ/年	冷水利用なし
㉔	0.00 GJ/MWh	蒸気利用なし
㉕	1.36 GJ/MWh	温水の換算係数
㉖	0.00 GJ/MWh	冷水利用なし
㉗	33,900,000 円	様式第2 実施計画書より

※1 40.6MJ/m³N (低位発熱量) ÷ 45MJ/m³N (高位発熱量) = 0.902

※2 DSS運転のため、発停時のエネルギーロスを鑑み、裕度3%とした。

※3 現状のエネルギー負荷より、温水の利用量を70%と想定。

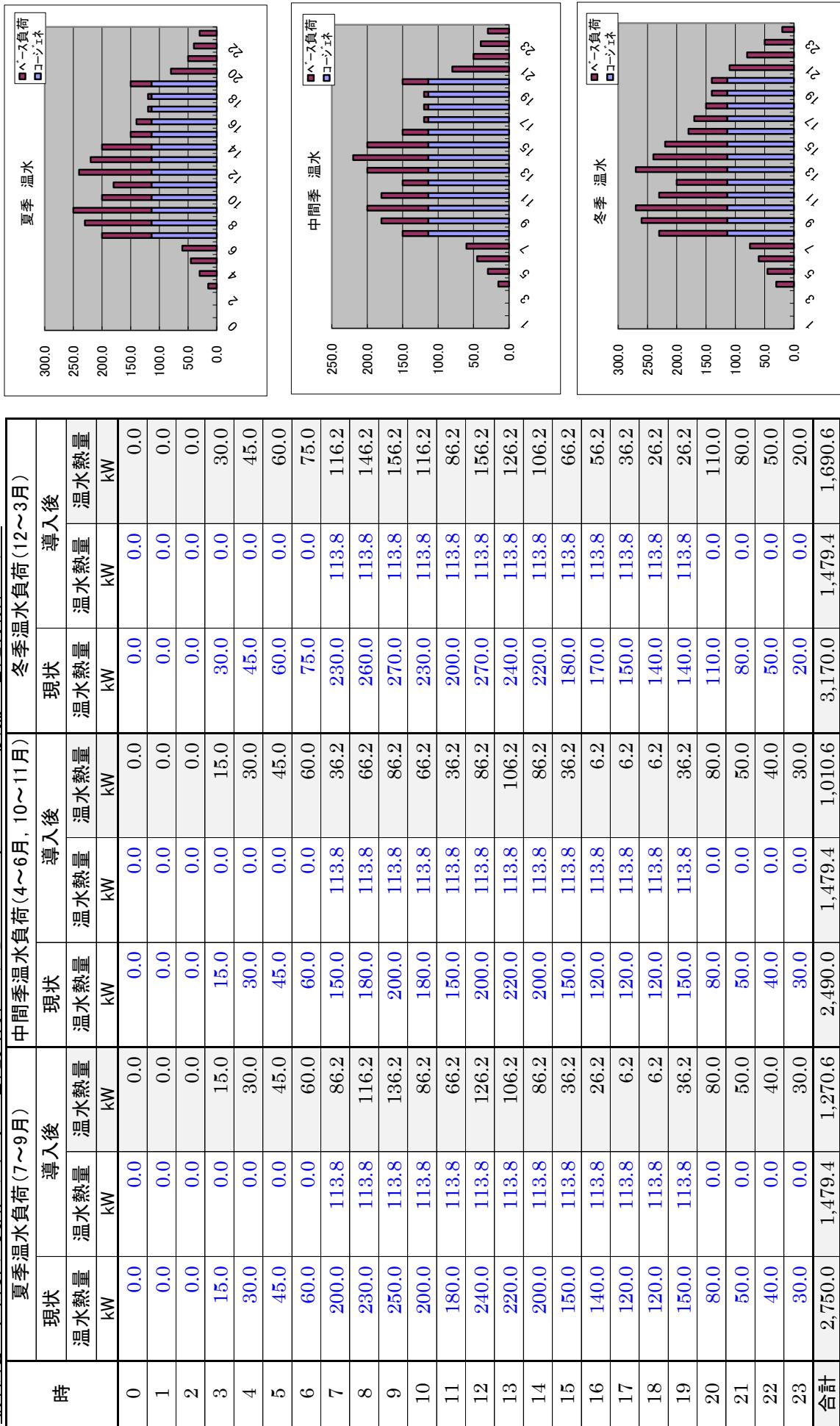
表1 停電対応型 CGS 設備稼働時間

	稼働時間 (h/年)	
	昼間	夜間
夏季	600	0
冬季	800	0
その他	1,100	0
合計	2,500	0

(別紙⑥-3) 計算に使用した電力の想定負荷データとコードネーション設備の想定稼動データ

時	夏季電力負荷(7~9月)			中間季電力負荷(4~6月, 10~11月)			冬季電力負荷(12~3月)		
	現状		導入後	現状		導入後	現状		導入後
	電力量 kW	送電量 kW	買電量 kW	電力量 kW	送電量 kW	買電量 kW	電力量 kW	送電量 kW	買電量 kW
0	50.0	0.0	50.0	30.0	0.0	30.0	50.0	0.0	50.0
1	40.0	0.0	40.0	25.0	0.0	25.0	40.0	0.0	40.0
2	40.0	0.0	40.0	25.0	0.0	25.0	40.0	0.0	40.0
3	40.0	0.0	40.0	25.0	0.0	25.0	40.0	0.0	40.0
4	50.0	0.0	50.0	30.0	0.0	30.0	50.0	0.0	50.0
5	60.0	0.0	60.0	40.0	0.0	40.0	60.0	0.0	60.0
6	100.0	0.0	100.0	90.0	0.0	90.0	100.0	0.0	100.0
7	150.0	68.0	82.0	120.0	68.0	52.0	150.0	68.0	82.0
8	200.0	68.0	132.0	150.0	68.0	82.0	200.0	68.0	132.0
9	250.0	68.0	182.0	180.0	68.0	112.0	250.0	68.0	182.0
10	270.0	68.0	202.0	200.0	68.0	132.0	270.0	68.0	202.0
11	280.0	68.0	212.0	210.0	68.0	142.0	280.0	68.0	212.0
12	320.0	68.0	252.0	240.0	68.0	172.0	320.0	68.0	252.0
13	320.0	68.0	252.0	250.0	68.0	182.0	320.0	68.0	252.0
14	320.0	68.0	252.0	250.0	68.0	182.0	320.0	68.0	252.0
15	330.0	68.0	262.0	260.0	68.0	192.0	330.0	68.0	262.0
16	300.0	68.0	232.0	240.0	68.0	172.0	300.0	68.0	232.0
17	280.0	68.0	212.0	220.0	68.0	152.0	280.0	68.0	212.0
18	250.0	68.0	182.0	200.0	68.0	132.0	250.0	68.0	182.0
19	200.0	68.0	132.0	180.0	68.0	112.0	200.0	68.0	132.0
20	200.0	0.0	200.0	160.0	0.0	160.0	200.0	0.0	200.0
21	150.0	0.0	150.0	120.0	0.0	120.0	150.0	0.0	150.0
22	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
23	75.0	0.0	75.0	70.0	0.0	70.0	75.0	0.0	75.0
合計	4,375.0	884.0	3,491.0	3,415.0	884.0	2,531.0	4,375.0	884.0	3,491.0

(別紙⑥-3) 計算に使用した温水の想定負荷データとコーナージェネレーション設備の想定稼動データ



●室内機接続判定シート

パナソニック産機システムズ（株）

【対象室外機：エクセルプラス（U-GB560S3SD, U-GB560S3SDR）】

（エクセルプラスに接続されるU-GWX560S3SD, U-GWX560S3SDRも対象）

※複数台設置の場合は、各系統ごとにシートを作成し、チェックを行ってください。

※室外機に接続される室内機は停電対応の可否に限らず入力してください。

※本判定シートは、停電時に電気機器のみを使用する場合には対応しておりません。

※本判定シートに記載の室内機以外の場合は、メーカーに相談ください。

1号機

■のセルに入力してください。

【室内機消費電力と接続容量】

機種 (下記以外は 接続できません)	容量 (HP)	消費電力 (kVA)	台数			合計消費電力(kVA)			合計容量(HP)			ハイタップ設定	
			停電時 運転する	※停電時 運転しない	計	停電時 運転する	※停電時 運転しない	計	停電時 運転する	※停電時 運転しない	計	なし	あり
天吊 4方向 US2 UT1	2	0.068	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
		0.131	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
	2.5	0.094	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
		0.131	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
	3	0.094	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
		0.131	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
	3.2	0.154	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
		0.260	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
	4	0.170	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
		0.260	○	○	0	0.000	0.000	0.000	○	○	0	○	○
天吊 TS1	5	0.200	4	1	5	0	0	0	5	25	○		
		0.260	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	6	0.200	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.260	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	4	0.136	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.217	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
天吊 TT1	5	0.152	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.241	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	6	0.196	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.253	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	4	0.146	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.221	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
ビルトイ 加ット FS2	5	0.178	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.271	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	6	0.200	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.276	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	2	0.132	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.176	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	2.5	0.161	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.308	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	3	0.161	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.308	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	3.2	0.178	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.308	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
ビルトイ ホルダ外 FES2	4	0.242	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.440	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	5	0.286	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.440	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	6	0.308	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.440	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	2	0.187	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.330	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	2.5	0.207	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.440	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	3	0.207	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.440	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
ビルトイ ホルダ外 FES2	3.2	0.286	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.440	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	4	0.330	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.550	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	5	0.374	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.550	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
	6	0.374	○	○	0	0	0	0	0	0	○		
		0.550	○	○	0	0	0	0	0	0	○		

4 1 5 0.800 0.200 1.000 20 5 25

台数	室内機の合計消費電力(kVA)	合計容量(HP) 下限	合計容量(HP) 上限	総合	電気機器使用可能容量kVA
判定	○	○	○	○	1.000

■照明負荷 (kVA) 入力
照明
1.000 kVA
※入力範囲 電気機器使用可能容量以下

コンセント (100V)
0.0 A

※マイスの値はNG

判定がすべて「○」であり、コンセントの欄がマイナス値とならないように室内機を選定する。

●室内機接続判定シート

※複数台設置の場合は、各系統ごとにシートを作成し、チェックを行ってください。

※停電時に運転させない室内機の接続は推奨しません。

ヤンマーエネルギーシステム（株）

ダイキン工業（株）

2号機

【対象室外機（ヤンマー）：ハイパワープラス YBZP560L1□】

【対象室外機（ダイキン）：ハイパワープラス GSHDP560□, GSHJP560□】

1) 接続可能室内機 ラウンドフロー・天井吊形

※その他の室内機はメーカーに相談ください。

2) 接続可能室内機台数 2台～10台

3) 接続可能室内機合計容量 P280～P560 (50～100%)

4) 停電時空調能力 冷房：45kW 暖房：50kW

5) 発電能力（INV出力2.3kVA-室内機消費電力） 1.1kVA ※左記は目安値であり、接続室内機・台数により若干異なります。

室内機冷房能力[kW]	台数	合計能力[kW]
2.2		
2.8		
3.6		
4.5		
5.6		
7.1	3	21.3
8.0		
9.0		
11.2	3	33.6
14.0		
16.0		
合計	6	54.9

判定

台数 OK

台数・能力の両方が「OK」となるように室内機を選

能力 OK

のプルダウンメニューから接続室内機台数を選んでください。

本シートの室内機は、図面・見
積書と同一であること

●室内機接続判定シート

※複数台設置の場合は、各系統ごとにシートを作成し、チェックを行ってください。
※室外機に接続される室内機は停電対応の可否に限らず入力してください。

アイシン精機株式会社

【対象室外機： GHPハイパワープラス ABGP560F2ND, ABGP560F2NDE】

3号機

【条件入力欄】

①電源、電力負荷情報

のセルに入力してください。

周波数	50	Hz
遮断器容量※	10	A 電力負荷 1.0 kVA以下

※遮断器は停電時に照明などで使用する電力負荷用の遮断器。

②室内機接続可否判定用情報

導入機種	型式	台数	能力計(kW)	突入電流計(A)	運転電流計(A)	停電時利用	停電時利用能力計
室 内 機	1 AXFP112MM	1	11.2	3.8	1.1	○	11.2
	2 AXFP71DB	3	21.3	11.4	1.2	○	21.3
	3 AXHP71MA	3	21.3	11.4	1.8	○	21.3
	4 AXFP90DB	1	9.0	3.8	0.8	×	0.0
	5 AXFP45MM	1	4.5	3.8	0.3	×	0.0
	6						0.0
	7						0.0
	8						0.0
	9						0.0
	10						0.0
	11						0.0
計		9	67.3	34.2	5.2		53.8

本シートの室内機は、図面・見積書と同一であること

【判定結果】

1. 接続室内機仕様 ハイパワープラスに室内機接続が技術的に可能か

項目	判定基準	判定結果
①室内機接続台数	4~11台	○
②室内機接続容量	54.0~72.8kW(96.4~130%)	○
③室内機突入電流	38 A以下	○
④室内機運転電流	10 A以下	○
【判定結果】		○

2. 補助金対象判定

項目	判定基準	判定結果
停電時利用室内機接続容量	停電時利用で接続容量100% (56.0kW)までは補助対象。停電時利用室内機で100%を超える場合は補助対象外。また、停電時利用しない室内機は対象外。	○



1, 2 総合判定結果	○ 室内機入力欄の緑色ハッチングの室内機が補助対象予定。
-------------	------------------------------

【参考資料】

添付書類Ⅲの「補助事業方式の設備に関する図面」について

下記①～⑥の6種類の図面を添付する。

各図面の枚数は、必要に応じて用意する。

各図面は、色分け等により申請範囲（以下の区分等）を明示すること。

- ・補助対象範囲、及び補助対象外範囲

※補助事業と補助事業外の工事が混在する場合は、補助事業外の範囲区分も明示すること。

- ・補助対象範囲内の、新設部、及び既設撤去部

※原則、補助事業のうち補助対象設備を青線、補助対象外設備を赤線、既設撤去部を緑線で色分けし、
図面内に凡例を記載する。

- ・複数の申請者に所有区分が分かれる場合は、所有者ごとの範囲区分

各図面には、補助事業実施場所の施設名称、図面の名称を記載すること。

その他、各図面における注意点は以下の通り。

① 全体図 :

- ・敷地内の全ての建屋が記載されている平面図に対象設備の位置を明示すること。
- ・敷地内へのガス管の引き込み箇所及びガスマーティー位置を明示すること。
- ・更新の場合、配管の撤去部が広範囲にわたる場合は明示すること。

② 機器配置図、③ システム図 :

- ・対象設備（主な付帯設備を含む）、配管の種別（ガス配管、温水配管等）、専用の計測装置を明記すること。
- ・補助対象範囲と補助対象外範囲の境は、バルブやフランジ等を記載し、明示すること。
- ・更新の場合は、更新前後それぞれの図面を作成し、補助対象範囲を明示すること。

④ 単線結線図 :

- ・災害時に給電する負荷を明示すること。また、対象要件を満たす負荷であることを明示すること。
- ・系統連系に関わる継電器や、連系保護装置の位置を明記すること。【停電対応型CGSのみ】
- ・発電出力計測のための電力量計の位置を明記すること。【停電対応型CGSのみ】

⑤ 敷地内ガス配管平面図、⑥ 敷地内ガス配管のアイソメ図 :

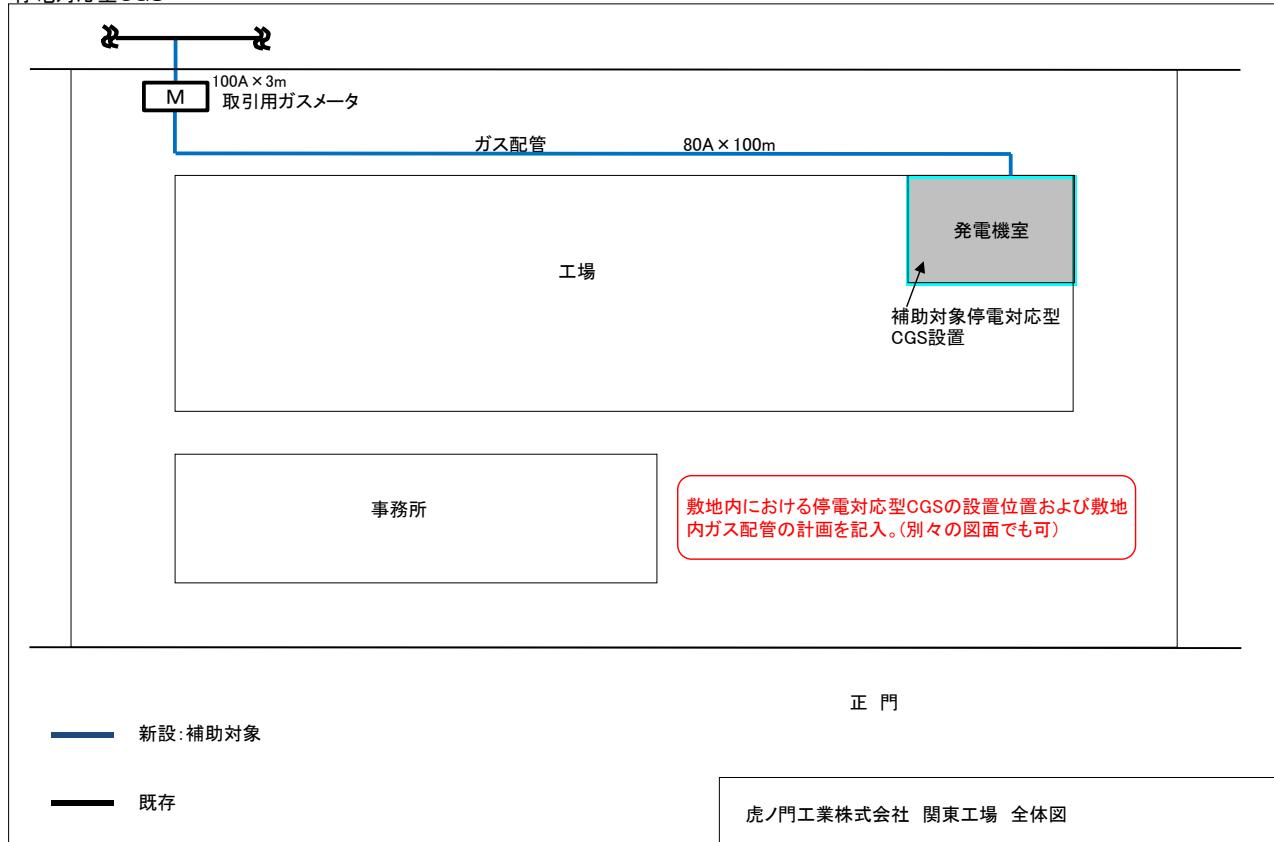
- ・口径、延長、分岐箇所、補助事業設備を明記すること。

※補助対象設備と対象外設備がある場合には特に、口径、延長、分岐等を詳細に記入し、専用配管、共用配管、対象外配管を色分け等で明記する。

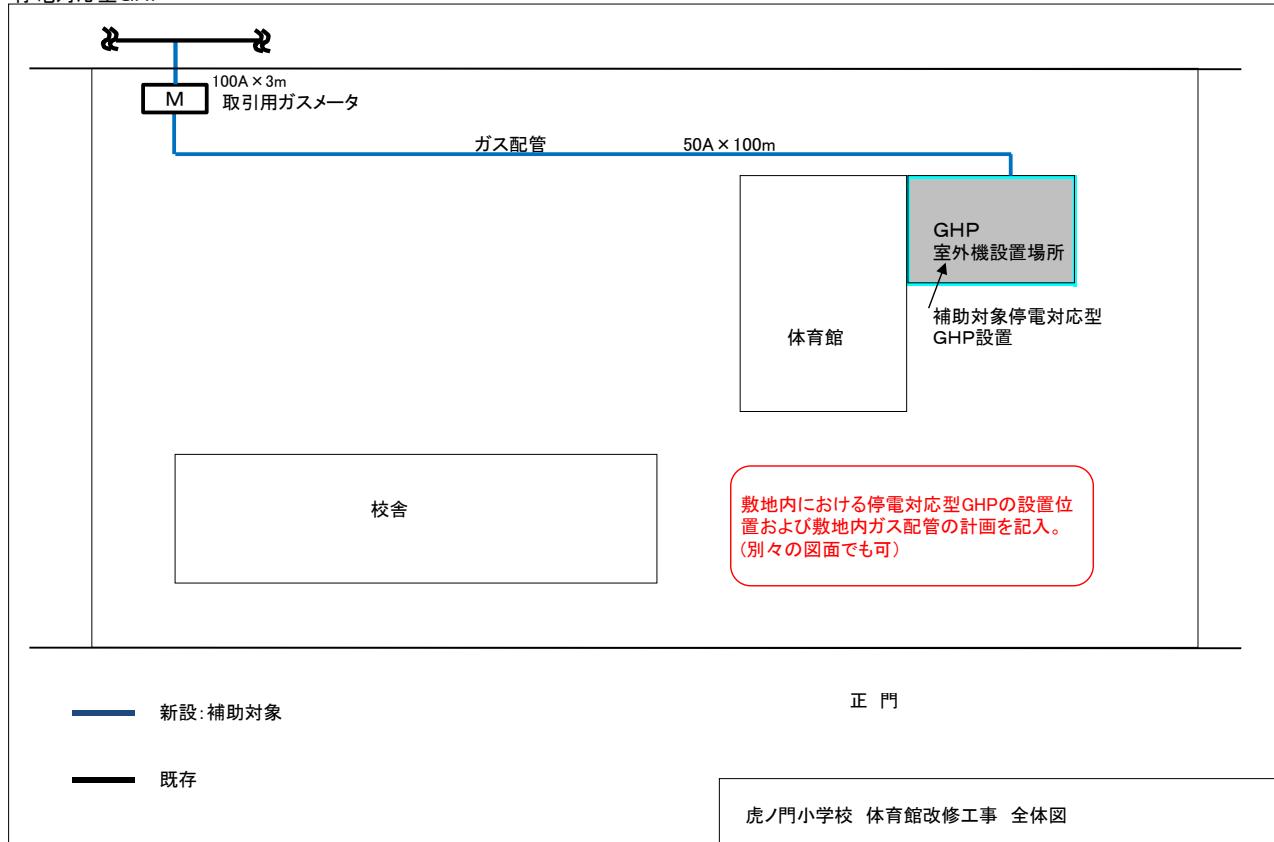
- ・ガスマーティー、専用ガス計測装置それぞれの位置を明記すること。

「補助事業方式の設備に関する全体図」の例

停電対応型CGS

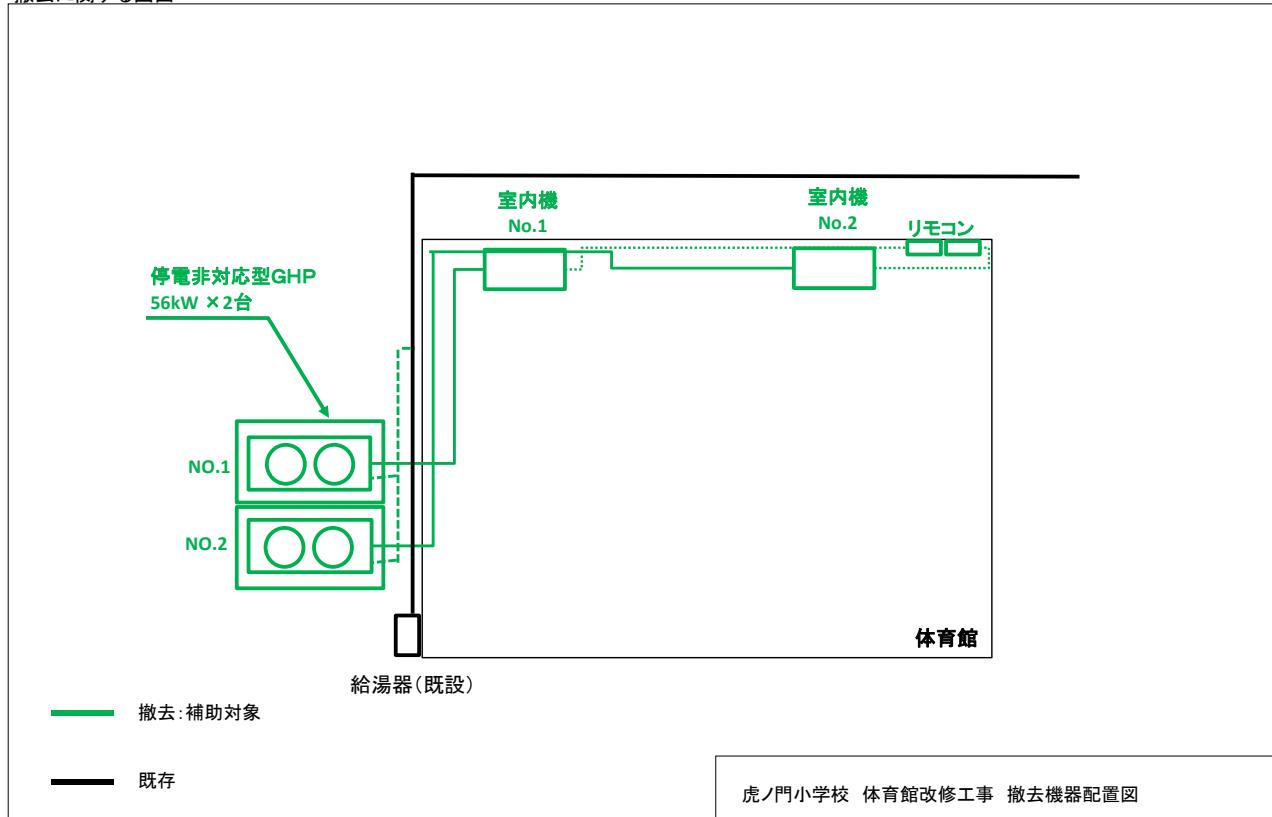


停電対応型GHP

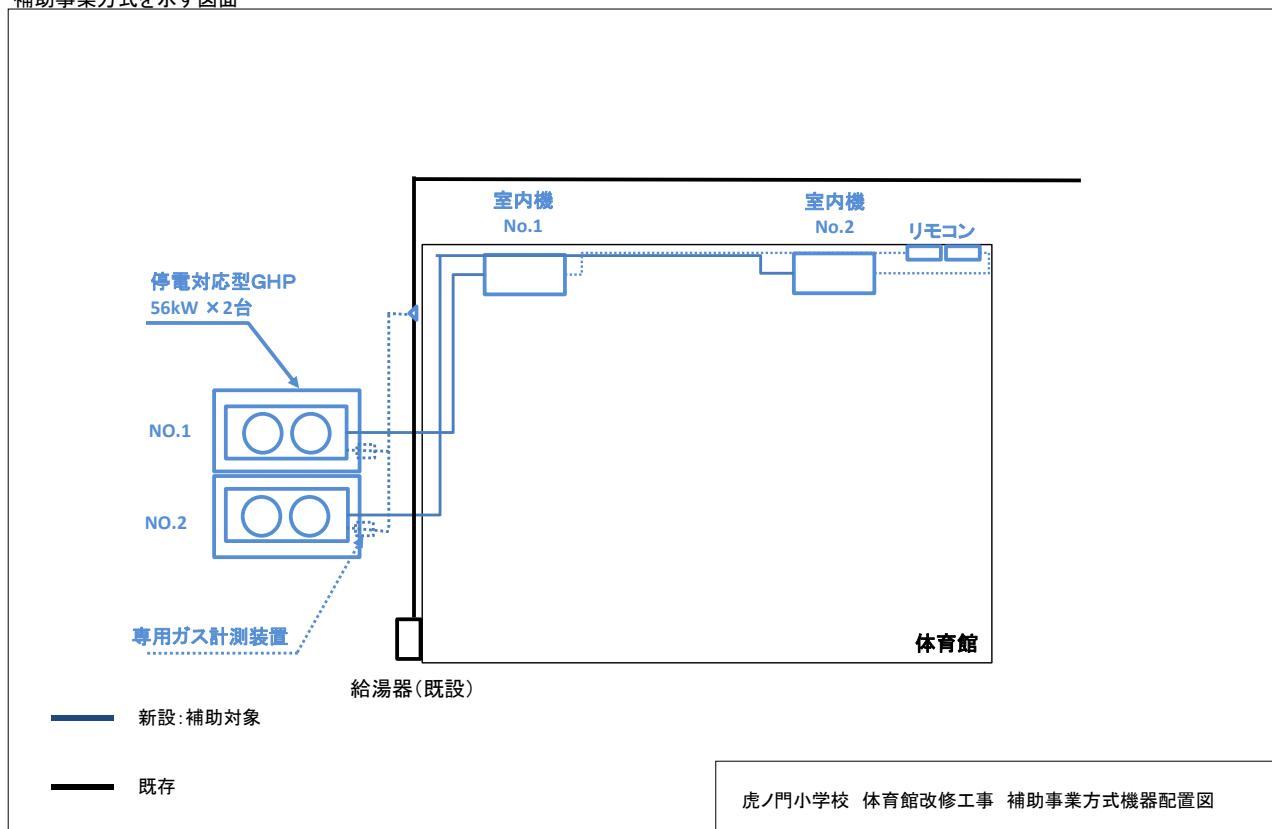


「補助事業方式の設備に関する配置図」の例

撤去に関する図面

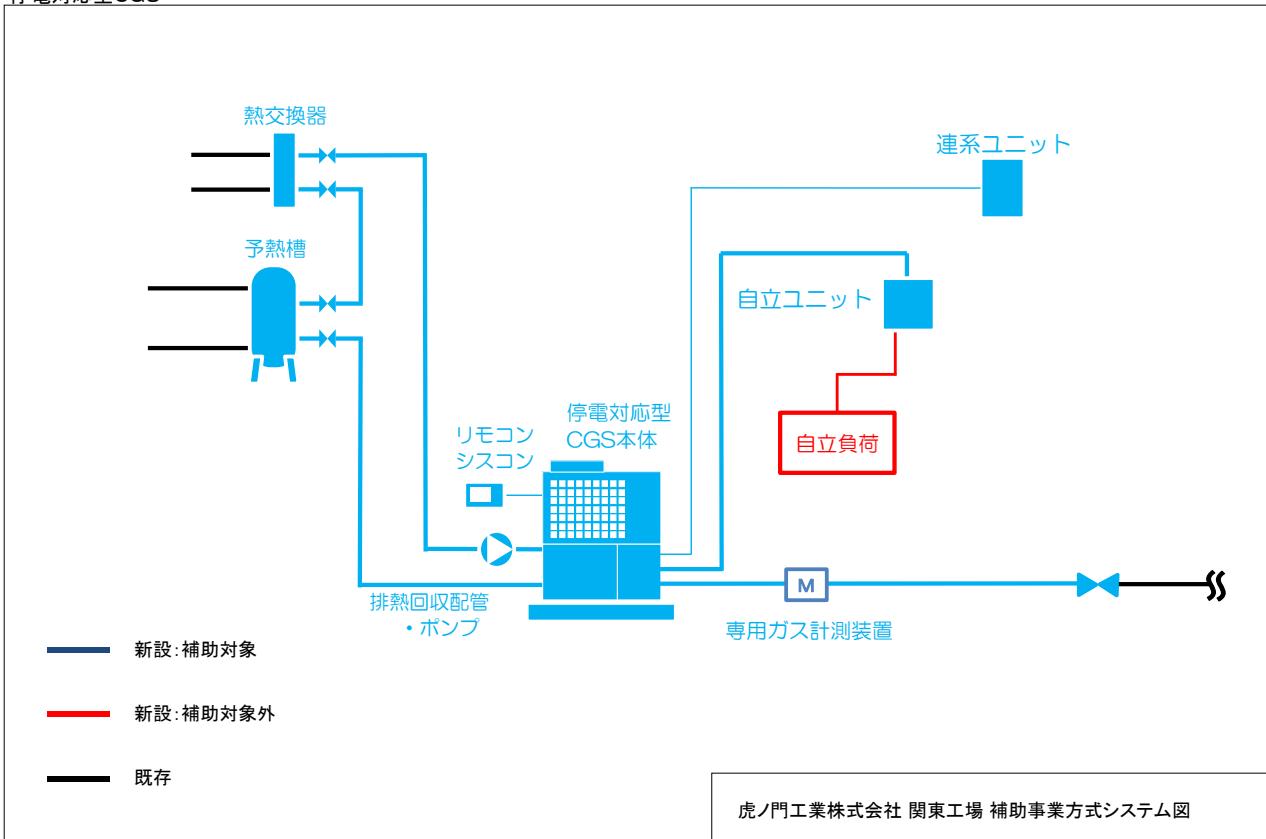


補助事業方式を示す図面

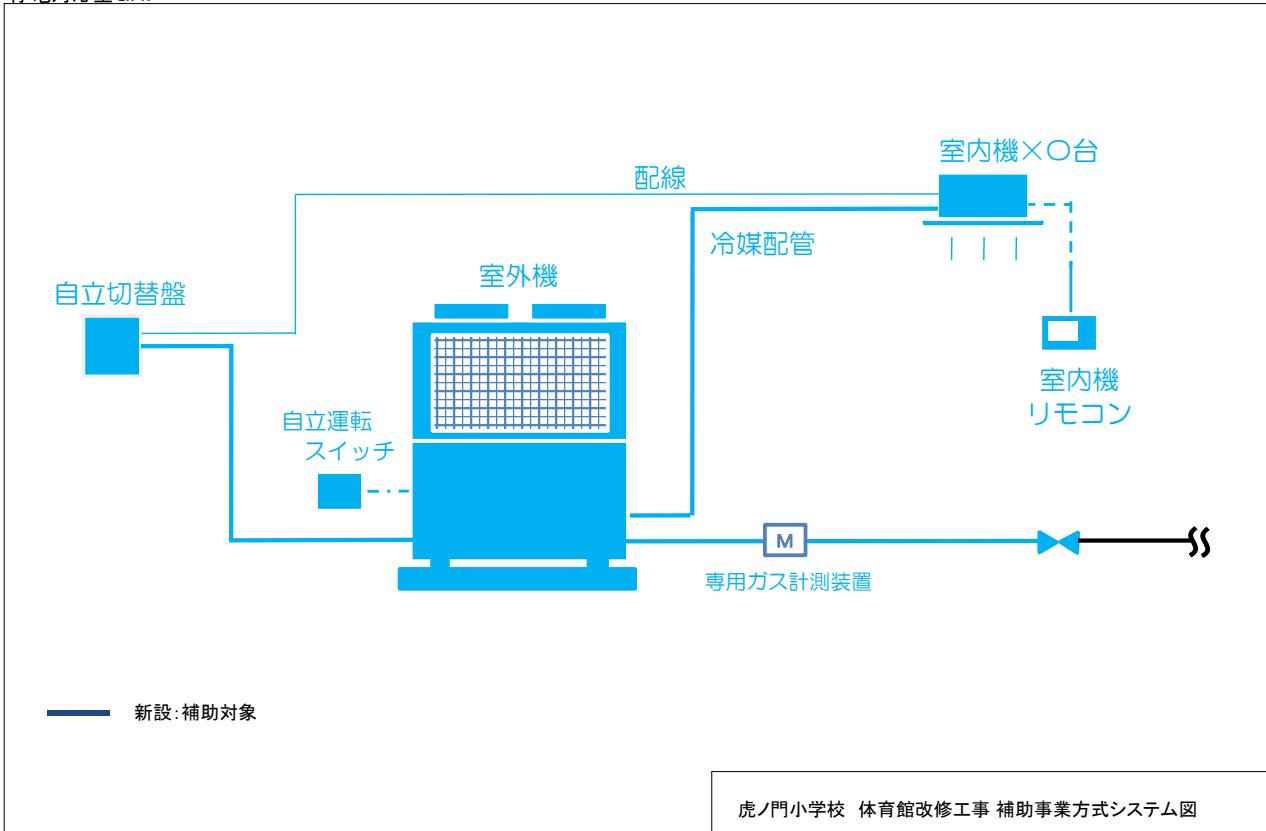


「補助事業方式の設備に関するシステム図」の例

停電対応型CGS

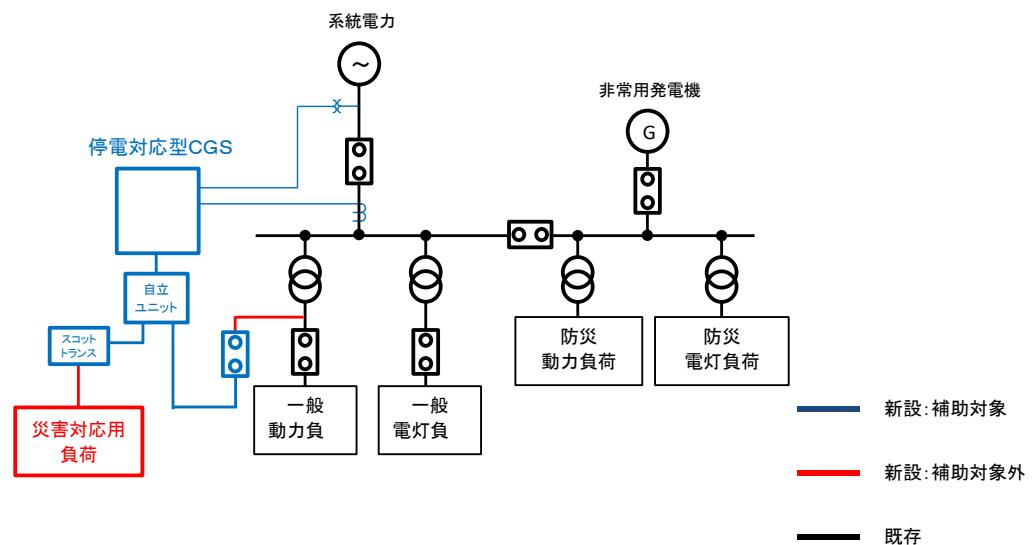


停電対応型GHP

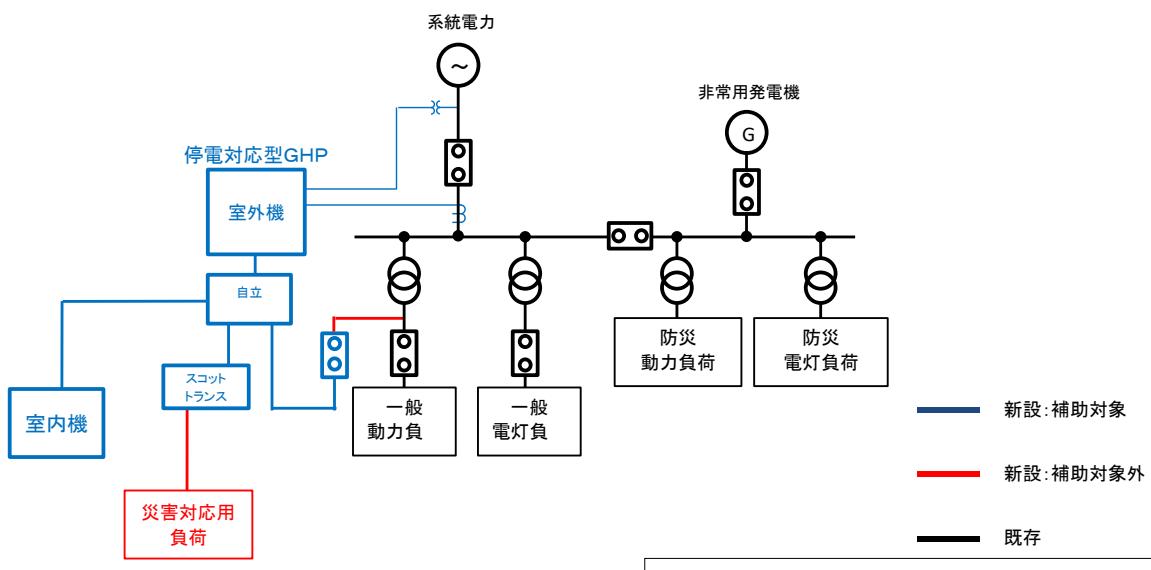


「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例

停電対応型CGS

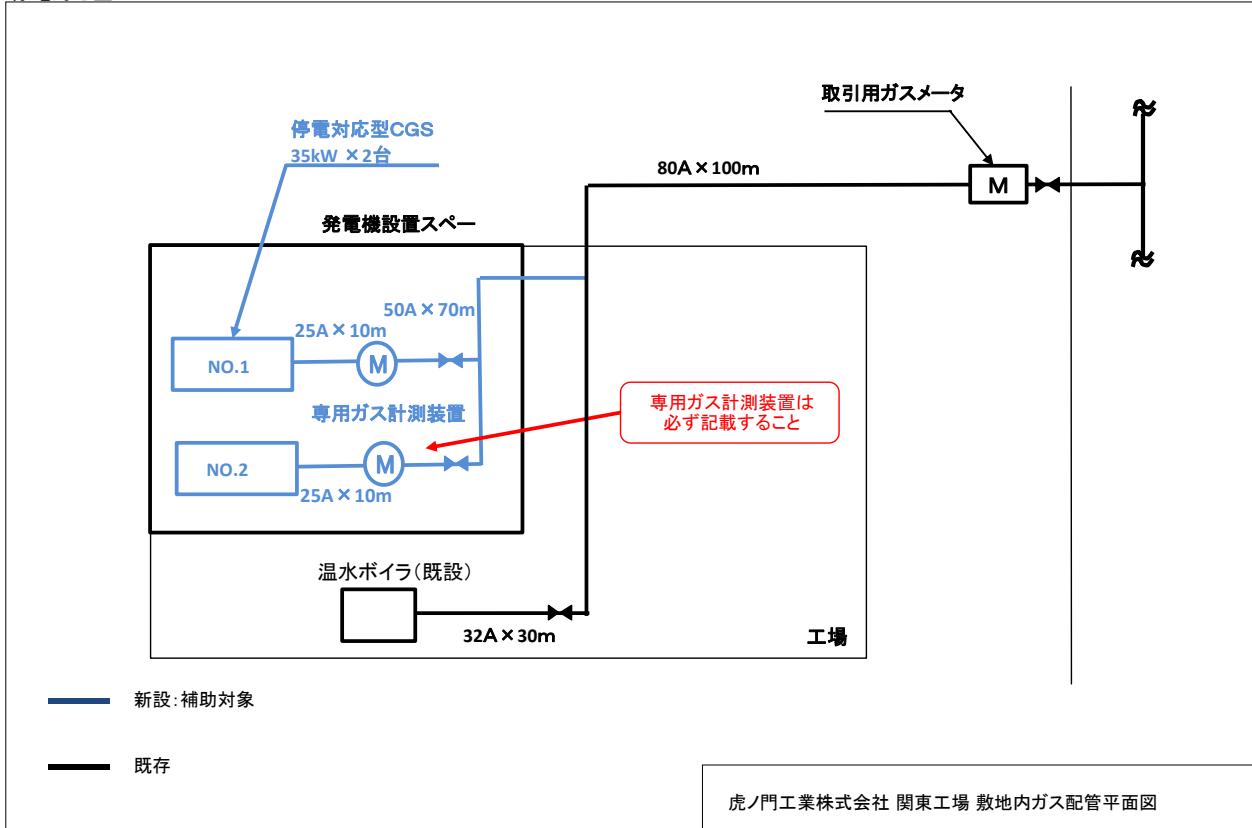


停電対応型GHP

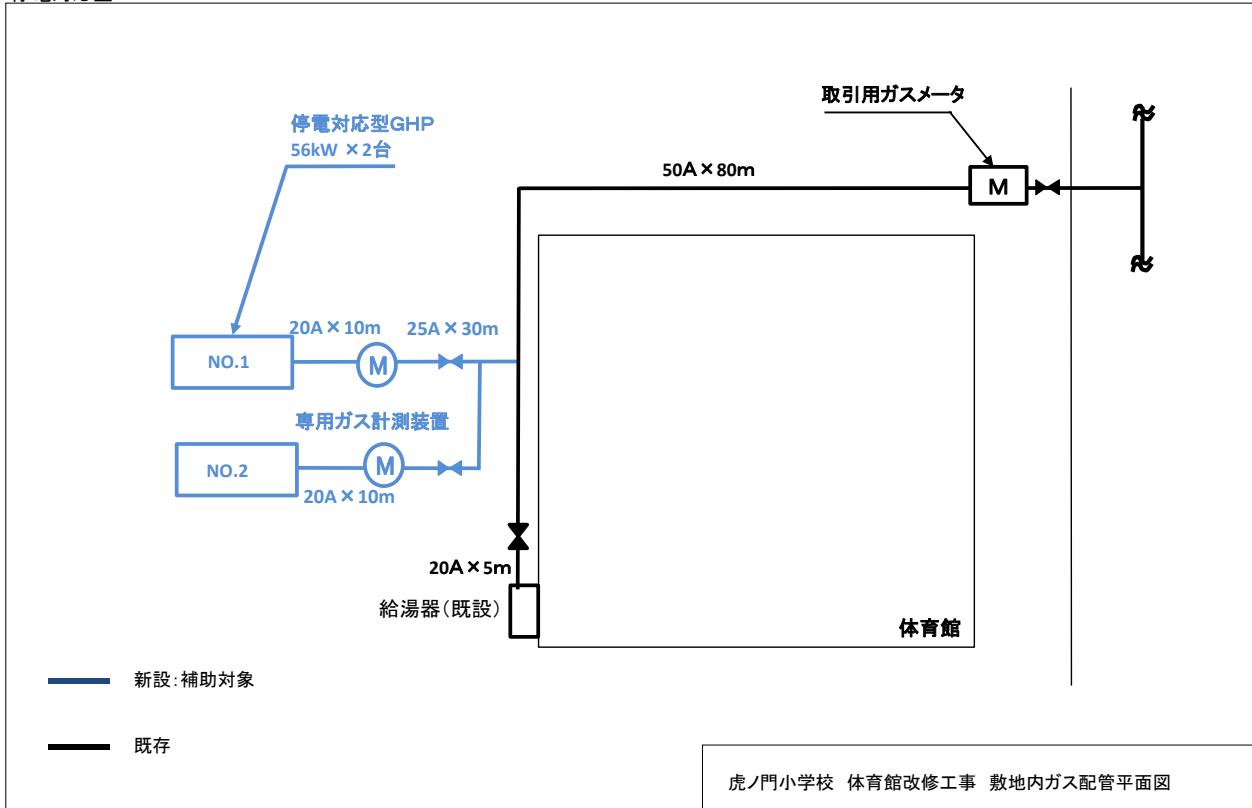


「敷地内ガス配管平面図」の例

停電対応型CGS

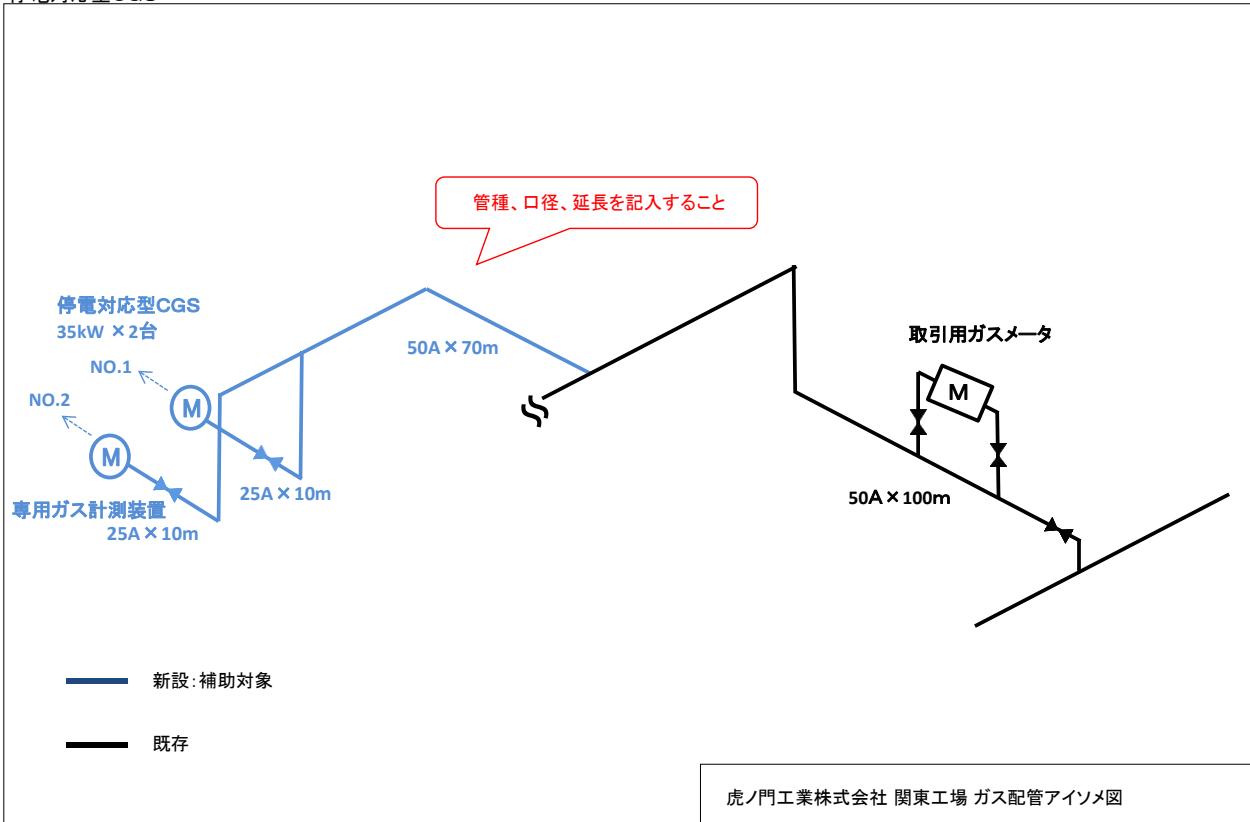


停電対応型GHP

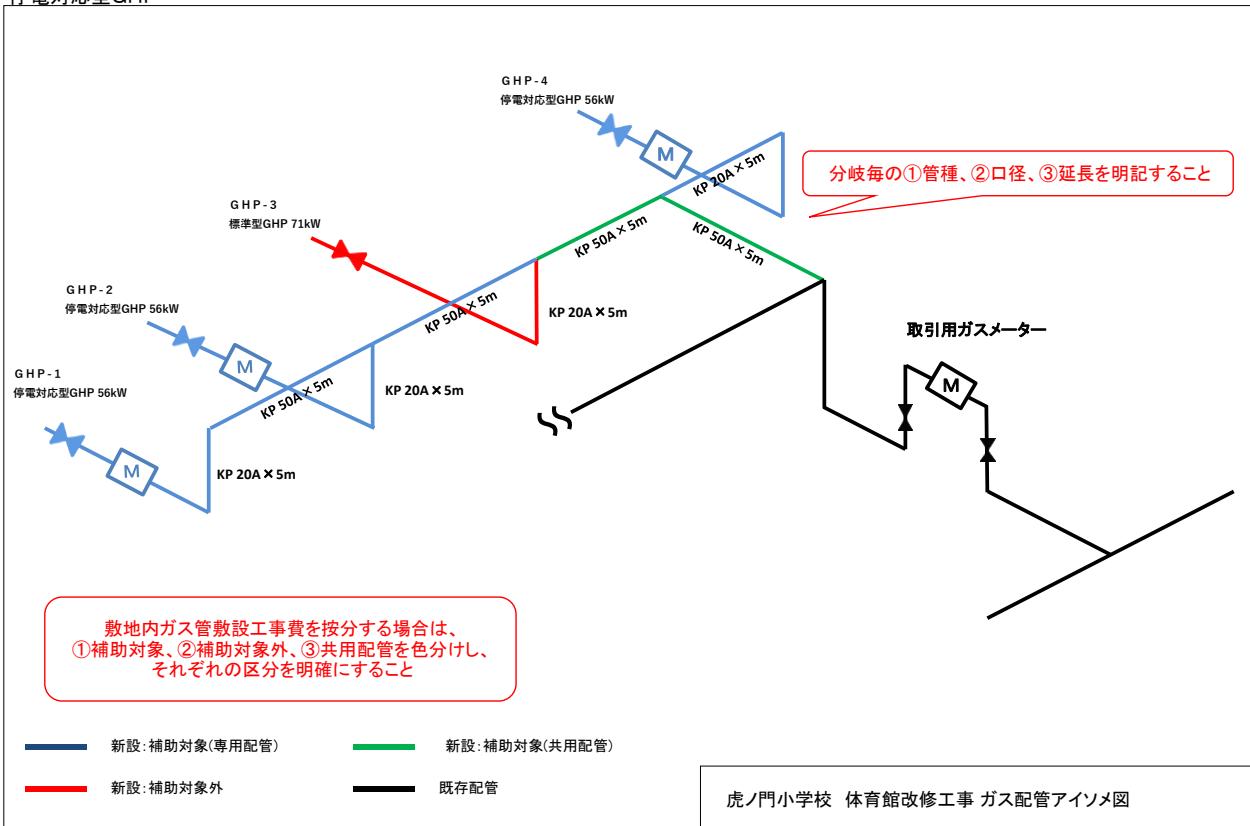


「敷地内ガス配管アイソメ図」の例

停電対応型CGS



停電対応型GHP



(別紙⑧-1)

依頼日：令和 4 年 4 月 1 日

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成すること

虎ノ門工業株式会社 御中

記入例

見積依頼書

以後、見積書、契約書、納品書、受領書、請求書、領収書にも同一の名称を使用

原則として、設備所有者が
見積を依頼すること

虎ノ門ファイナンス㈱
施設管理部 虎ノ門 二郎

見積件名	CGS 更新工事	
納入場所	虎ノ門リゾート株式会社 虎ノ門ホテル	
工期	2022年9月1日～2023年1月28日	
見積書提出期限	2022年4月8日	
引き合い仕様書	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し
添付図面	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し
見積条件		
1	見積書に記載する件名は、見積依頼書の見積件名を使用すること	
2	見積区分は、設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費の区分に分類することまた、区分毎に補助対象と対象外を明確にすること	
3	見積範囲・導入設備仕様 引き合い仕様書、添付資料の通り 本書式を用いて見積依頼をする場合は、以下いずれかの対応をすること ①本項目に見積範囲や導入設備の仕様を記載する ②引き合い仕様書や図面を添付し、見積範囲を明確にする ※記入例は②のケース	
4	見積書作成の際は、別紙⑧-2「見積作成時の注意事項」に記載の内容を遵守すること	
5	一式50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること (単体で50万円以上の機器は除く)	
6	出精値引き、値引き等の表記はせず、値引き後の金額を見積内訳に記載すること	
7	見積項目ごとに、補助対象経費と対象外の区分を明確にすること ※補助対象範囲について、見積依頼者の確認を受けること	
8	見積書には、見積有効期限、納期または工期、支払条件の項目を必ず記載すること	
9	按分計算にて補助対象範囲を算出した場合、根拠資料を添付すること	
10	「諸経費」の項目を計上する場合、必ず内訳を記載すること(例：見積上のどの項目に対し〇%等)	
11	見積書、見積内訳書の電子データ(EXCELファイル)も提出すること	

見積作成時の注意事項

1. 補助対象外となる見積項目

見積項目	解説
事前調査費	見積作成費用、基本設計費、現場測量費など
地盤改良工事	杭打ち、土壤改良、整地など
建屋ならびに建屋に付属する設備	建屋（部品倉庫、電気室、制御室等）ならびに建屋に付属する設備（建屋の給排気設備、消火設備、照明、空調、防音）
仮設事務所	部材置場の建設費もしくは使用料を含む
外構工事	植栽撤去・新設、フェンスなど
排水ピット	排水構、配管ピット（建屋の一部扱いのため）
他用途に転用できる項目	消火器、柵、屋外照明等
通信費	通信運搬費（書類等）を含む
燃料費	電気、ガス、水道、燃料等
消耗品	10万円以下は補助対象
振込手数料	-
雑〇〇、副〇〇、仮〇〇	見積項目として表現が曖昧なため（仮復旧、仮移設は対象）
〇〇等、〇〇一式	補助対象外の項目が含まれている可能性があるため
その他、その他〇〇	見積項目として表現が曖昧なため
出精値引き、値引き	値引き後の金額を見積内訳に記載すること

2. 補助対象経費として計上する場合、補足説明が必要な見積項目

見積項目	解説
一般管理費、諸経費	見積項目●●に対する諸経費▲▲%等の補足を記載すること
端数処理	見積項目●●に対する端数処理の補足を記載すること
交通費	領収書の写しと利用日数、経路、利用者数、金額（単価）、業務内容を記した資料を実績報告時に提出すること
宿泊費	従業員宿泊規定もしくは領収書とその明細の写し、宿泊の利用日数、利用者数、宿泊地、金額（単価）業務内容を記した資料を実績報告時に提出すること

3. 敷地内ガス管の按分方法について

本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共通する配管がある場合には、原則、断面積比による按分相当額を補助対象経費として計上すること

※按分計算する際は、敷地内ガス管の補助対象経費算定シートを用いて算定すること

(別紙⑧-3)

御見積書

宛先

件名

引渡場所

納期

見積有効期限

支払い条件

作成例

※見積書の書式を、本書式に限定するものではありません

件名は見積依頼書と一致させること

見積番号：○○○○○○○○○○

令和〇年〇〇月〇〇日

見積提出期限内であることを
確認すること

会社名
住所

TEL:

FAX:

--	--	--

見積金額：

上記金額に消費税は含みません。

番号	品名	数量	単価(円)	金額(円)
	内訳総括表			
1	設計費			
1-1	補助対象		1式	
1-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
	見積項目は、1. 設計費～5. 敷地内ガス管敷設費の 5区分に分けて記載すること			
2	既存設備撤去費			
2-1	補助対象		1式	
2-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
3	新規設備機器費			
3-1	補助対象		1式	
3-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
4	新規設備設置工事費			
4-1	補助対象		1式	
4-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
5	敷地内ガス管敷設費			
5-1	補助対象		1式	
5-2	補助対象外		1式	
	合計 (補助対象 小計)			
	5区分における、補助対象経費、補助対象外経費、合計金額 をまとめた内訳総括を表紙、または内訳書に記載すること			
	合計 (補助対象 合計)			

【参考資料】

敷地内ガス管の補助対象経費算定方法（ホームページ掲載の計算システム参照）

敷地内ガス配管敷設工事で、対象設備と対象外設備（将来増設用分岐バルブ設置含む）に接続する工事を行う場合は、**断面積比按分**にて補助対象経費を決定する。

1. まず、専用配管と共に配管について個別に見積を行なうか、一括見積の中で専用配管、共用配管、および対象外配管についての区分費用を明確にすることが可能な場合、以下の方法で按分します。

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

[配管例]

区間	適用	管種	口径(A)	延長(m)	[計算例 1] 区間見積	[計算例 2] 一括見積
①	専用	G	50A	4.0m	100,000円	
②	専用	G	80A	5.0m	200,000円	
③	対象外	G	50A	4.0m	100,000円	
④	共用	G	80A	5.0m	200,000円	
⑤	専用	G	50A	4.0m	100,000円	
⑥	共用	G	80A	10.0m	400,000円	
⑦	共用連続	G	100A	18.0m	900,000円	
合計				2,000,000円	2,000,000円	

表1 口径と断面積(G)

口径	断面積(cm ²)
6A	0.332
8A	0.664
10A	1.27
15A	2.03
20A	3.66
25A	5.98
32A	10.0
40A	13.6
50A	22.0
65A	36.2
80A	51.1
90A	68.2
100A	87.0
125A	134.0
150A	189.0
175A	255.0
200A	329.0
225A	413.0
250A	507.0
300A	729.0
350A	906.0
400A	1200.0
450A	1530.0
500A	1900.0

表2 口径と断面積(P E)

口径	断面積(cm ²)
25	5.8
30	9.2
50	19.0
75	42.0
100	73.9
150	166.0
200	285.0
300	605.0

(JIS K 6774 1998による計算値)

口径	断面積(cm ²)
25	5.8
30	9.2
50	19.0
75	42.0
100	73.9
150	166.0
200	285.0
300	605.0

尚、
表1、2に記載のない実使用のガス管の断面積を用いても可。
その場合は、根拠資料等の添付必須。

【計算例 1】

各区間対象断面積の算出

対象断面積：共用配管の断面積のうち、対象設備に供される仮想断面積。対象外配管は0cm²。

区間① 対象断面積 = 22.0cm²(断面積)

区間② 対象断面積 = 51.1cm²(断面積)

区間③ 対象断面積 = 0cm²

区間④ 対象断面積 = 区間④の断面積×(区間②の対象断面積+区間③の対象断面積)÷(区間②の断面積+区間③の断面積)
= 51.1×(51.1+0)÷(51.1+22.0)

$$= 35.7211 \text{ cm}^2 \text{ (小数点第5位以下四捨五入)}$$

区間⑤ 対象断面積 = 22.0cm²(断面積)

区間⑥ 対象断面積 = 区間⑥の断面積×(区間④の対象断面積+区間⑤の対象断面積)÷(区間④の断面積+区間⑤の断面積)
= 51.1×(35.7211+22.0)÷(51.1+22.0)

$$= 40.3495 \text{ cm}^2 \text{ (小数点第5位以下四捨五入)}$$

区間⑦ 対象断面積 = 区間⑦の断面積×区間⑥と同様の按分 (共用連続)

$$= 87.0×(35.7211+22.0)÷(51.1+22.0)$$

$$= 68.6968 \text{ cm}^2 \text{ (小数点第5位以下四捨五入)}$$

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} &= ①\text{見積金額} + ②\text{見積金額} + ④\text{見積金額} \times \frac{④\text{の対象断面積}}{④\text{の断面積}} + ⑤\text{見積金額} \\ &\quad + ⑥\text{見積金額} \times \frac{⑥\text{の対象断面積}}{⑥\text{の断面積}} + ⑦\text{見積金額} \times \frac{⑦\text{の対象断面積}}{⑦\text{の断面積}} \\ &= 100,000\text{円} + 200,000\text{円} + 200,000\text{円} \times \frac{35.7211\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2} + 100,000\text{円} \\ &\quad + 400,000\text{円} \times \frac{40.3495\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2} + 900,000\text{円} \times \frac{68.6968\text{cm}^2}{87.0\text{cm}^2} \\ &= 1,566,312 \text{ 円(小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

87

2. 次に、専用配管、共用配管、および対象外配管と分割して見積が不可能な場合は、一括の見積金額を配管口径、配管延長、および配管断面積より按分します。

[按分手順]

- 配管区間の専用・共用・対象外の配管区分を明確にする
- アイソメ図、あるいは配管模式図に区間毎の口径、および延長を記載
- 配管区間毎の口径×延長を算出
- 区間割合の算出

$$\text{区間割合} = \frac{\text{区間 (口径} \times \text{延長)}}{\text{全区間 (口径} \times \text{延長) の合計}} \times 100$$

- 【按分前】区間割当費用の算出
【按分前】区間割当費用 = 敷地内ガス管敷設費 × 区間割合

- 区間配管口径の断面積の確認（前項表1、2参照）

- 対象断面積の算出

- ・専用配管対象断面積 = 断面積
- ・共用配管対象断面積 = 共用配管実断面積 × $\frac{\text{分岐後aの対象断面積} + \text{分岐後bの対象断面積}}{\text{分岐後aの断面積} + \text{分岐後bの断面積}}$
- ・対象外配管対象断面積 = 0cm²

- 【按分後】区間割当費用の算出

$$[\text{按分後}] \text{区間割当費用} = [\text{按分前}] \text{区間割当費用} \times \frac{\text{対象断面積}}{\text{断面積}}$$

補助対象経費は、H. 【按分後】区間割当費用合計の小数点以下を切り捨てし決定

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

【計算例 2】

配管例の断面積按分計算を按分手順 A～Hに基づき、表にまとめると以下の通りとなります。

敷地内ガス管敷設費 2,000,000 円

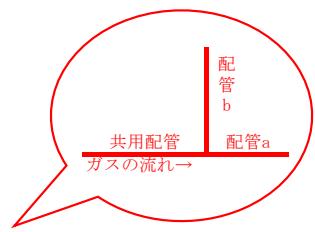
区間	A	B			C	D	E	F	G	H
	適用	管種	口径(A)	延長(m)	口径×延長	区間割合	【按分前】区間割当費用(円)	断面積(cm ²)	対象断面積(cm ²)	【按分後】区間割当費用(円)
①	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0
②	専用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	51.1000	200,000.0
③	対象外	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	0.0000	0.0
④	共用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	35.7211	139,808.6
⑤	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0
⑥	共用	G	80	10.0	800.0	20.0000%	400,000.0	51.1	40.3495	315,847.4
⑦	共用連続	G	100	18.0	1,800.0	45.0000%	900,000.0	87.0	68.6968	710,656.6
⑧										
⑨										
⑩										
合計					4,000.0	100.0000%	2,000,000.0			1,566,312.6

G. 各区間対象断面積の算出

$$\begin{aligned} \text{区間① 対象断面積} &= 22.0 \text{cm}^2 (\text{断面積}) \\ \text{区間② 対象断面積} &= 51.1 \text{cm}^2 (\text{断面積}) \\ \text{区間③ 対象断面積} &= 0 \text{cm}^2 \\ \text{区間④ 対象断面積} &= \text{区間④の断面積} \times (\text{区間②の対象断面積} + \text{区間③の対象断面積}) \div (\text{区間②の断面積} + \text{区間③の断面積}) \\ &= 51.1 \times (51.1 + 0) \div (51.1 + 22.0) \\ &= 35.7211 \text{cm}^2 (\text{小数点第5位以下四捨五入}) \\ \text{区間⑤ 対象断面積} &= 22.0 \text{cm}^2 (\text{断面積}) \\ \text{区間⑥ 対象断面積} &= \text{区間⑥の断面積} \times (\text{区間④の対象断面積} + \text{区間⑤の対象断面積}) \div (\text{区間④の断面積} + \text{区間⑤の断面積}) \\ &= 51.1 \times (35.7211 + 22.0) \div (51.1 + 22.0) \\ &= 40.3495 \text{cm}^2 (\text{小数点第5位以下四捨五入}) \\ \text{区間⑦ 対象断面積} &= \text{区間⑦の断面積} \times \text{区間⑥と同様の按分 (共用連続)} \\ &= 87.0 \times (35.7211 + 22.0) \div (51.1 + 22.0) \\ &= 68.6968 \text{cm}^2 (\text{小数点第5位以下四捨五入}) \end{aligned}$$

敷地内ガス管敷設費補助対象経費

1,566,312 円 (小数点以下切り捨て)



(別紙⑨)

役員名簿

申請時時点の役員名簿を提出すること

【作成上の注意点】

- ※ 地方自治体の場合は、役員名簿は作成不要
 - ※ 共同申請の場合は、各社分の役員名簿を作成すること

【参考資料】

履歴事項証明書の取得方法

「発行日が申請日から3か月以内である履歴事項全部証明書」を取得する場合は、「①全部事項証明書(謄本)」の履歴事項証明書(閉鎖されていない登記事項の証明)にレ印をつけ、各法務局で交付申請して下さい。

**登記事項証明書
登記簿謄本交付申請書
概要記録事項証明書**

※ 太枠の中に書いてください。
(地方)法務局 支局・出張所 平成 年 月 日 申請

窓口に来られた人 (申請人)	住 所 フリガナ 氏 名	収入印紙欄
商号・名称 (会社等の名前)		収入 印 紙
本店・主たる事務所 (会社等の住所)		収入 印 紙
会社法人等番号		収入 印 紙
※ 必要なものの□にレ印をつけてください。		
請 求 事 項		請求通数
①全部事項証明書(謄本)		通 ～ 登記印
<input checked="" type="checkbox"/> 履歴事項証明書(閉鎖されていない登記事項の証明) ※現在効力がある登記事項に加え、当該証明書の交付の請求があった日の3年前の日の 属する年の1月1日から請求があった日までの間に抹消された事項等を記載したものです。 <input type="checkbox"/> 現在事項証明書(現在効力がある登記事項の証明) <input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書(閉鎖された登記事項の証明) ※当該証明書の交付の請求があった日の3年前の属する年の1月1日よりも前に 抹消された事項等を記載したものです。		

虎ノ門リゾート株

御中

申請者(設備使用者)

ガス導管事業者
または、ガス小売事業者

令和 年 月 日

(会社名) 虎ノ門ガス株式会社
 (部署) 導管部 部長 有楽町 太郎
 (住所) 東京都港区新橋3-7-9

供給証明書(検討結果)

当該供給先に対し、中圧導管又は耐震性を向上させた低圧導管等によって、ガスを供給中、又は供給する見込みであることを以下の通り証明します。

供給方式	<input type="checkbox"/> 中圧供給(中間圧含む)		<input checked="" type="checkbox"/> 耐震性を向上させた低圧導管
供給状況	<input type="checkbox"/> 既存(供給中) 入替不要	<input type="checkbox"/> 既存(供給中) 入替要	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 (供給見込み)
供給先名称	虎ノ門リゾート株式会社 虎ノ門ホテル		
供給先住所	東京都港区新橋3-7-9		
(既存) ガス管の材質	施設の前面道路の本・支管の材質 : なし 施設への供給管(引込管)の材質 : なし		
(入替後または新規) ガス管の材質	施設の前面道路の本・支管の材質 : ポリエチレン管 施設への供給管(引込管)の材質 : ポリエチレン管		
ガスマーターの写真 (本体、銘板) ※別添可	<p>中圧供給の場合、ブルダウンから「-」を選択 低圧供給等の場合、ブルダウンから管種を選択</p> <p>ガスマーター本体と銘板の写真を添付。</p>		

入替もしくは、新規(供給見込み)の場合

新規供給見込みは、ガス工事期間、供給開始時期の予定を記入すること

ガス工事期間	令和 4 年 10 月 1 日 ~ 令和 4 年 10 月 31 日 (見込み)
供給開始時期	令和 5 年 1 月 31 日 (見込み)

添付資料

該当箇所にチェック

チェック	添付資料
<input type="checkbox"/>	導管図 ※新規引き込みの場合、引き込み予定箇所をマーキングすること
<input type="checkbox"/>	ガスマーターの写真(本体・銘板) ※新規供給見込みの場合は不要
<input type="checkbox"/>	アイソメ図 ※新規供給見込みの場合は不要

避難所等における災害種別および立地確認書

(1) 実施場所

住所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-9
施設名称	虎ノ門リゾート株式会社 虎ノ門ホテル

補助対象設備を導入する施設が、
洪水浸水想定区域内(計画規模)に位置しているか
確認の上、該当項目にチェックを入れること

(2) 浸水想定区域の該非確認

- ①ハザードマップポータルサイトにて、当該施設における浸水洪水想定区域(計画規模)の該非について確認
- ②”該当する”場合は、(3)へ
- ③”該当しない”場合は、完了。添付書類を添えて提出

洪水浸水想定区域(計画規模) の該非	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する	
	想定浸水深	~ 0. 5m

想定浸水深は、ハザードマップの検索結果を記入すること

(3) 施設の役割

- ①地域防災計画、または協定書等の内容を確認し、対応可能な災害種別を選択、記
- ②災害種別が”洪水”のみの場合は(4)へ
- ③”洪水”以外の災害種別を含む場合であって、補助対象設備の設置にあたり浸水対策を行う場合は(4)へ
- ④”洪水”以外の災害種別を含む場合であって、補助対象設備の設置にあたり浸水対策を行わない場合は完了。添付書類を添えて提出

・対応可能な災害種別の記入内容は、防災計画や協定書の内容と整合を取ること
・「災害発生時における避難所」等、包括的な災害協定を締結している場合、その他を除く全てに「○」を記入すること
・協定締結込みの場合は、自治体との協議内容に則した

災害時における 当該施設の役割	協定の内容	締結状況	対応可能な災害種別						
			洪水	土砂	地震	火災	高潮	その他	火山
ア_福祉避難所	締結済み		○	○	○	—	—	○	火山

(4) 浸水対策

想定浸水深	~ 0. 5m	補助対象設備 設置予定場所	3F 屋上
-------	---------	------------------	-------

浸水対策	【記入例① (浸水深:~0. 5m、設備設置位置:3F屋上の場合)】 ・補助対象設備(停電対応型CGS)の設置予定位置を、想定浸水深の影響を受けない3F屋上とする
	【記入例② (浸水深:~0. 5m、設備設置位置:1FGLの場合)】 ・想定浸水深の最大値(0. 5m)を超えるレベルまで、補助対象設備(停電対応型GHP)の基礎の嵩上げを行う

(5) 添付資料

チェック	添付資料
<input type="checkbox"/>	ハザードマップ
<input type="checkbox"/>	機器配置図

国土交通省が運営するポータルサイト「重ねるハザードマップ」にて
確認したハザードマップを添付すること

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

発注先選定理由書

申請者	
見積件名	○○工事
発注予定先	□□社
提出理由	
選定理由	<p>注)本理由書を使用する場合は、事前に都市ガス振興センターへ必ず問合せください。</p> <p>センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。</p> <p>合理的理由として原則認められない例</p> <ul style="list-style-type: none">・導入したい設備の代理店なので・メーカーに直接見積を取るのが最も安価だから・構内業者だから・施工の信頼性が高いから・対応が早いから

(別紙⑬)

交付申請時提出書類チェックリスト

項目		確認
1. 交付申請書		
1-1	「申請日」は、公募期間内(3月9日～4月22日)となっているか	
2. 実施計画書		
2-1	実施場所住所、最寄駅またはバス停、施設名称、施設の所有者は正しく記載されているか	
2-2	実施計画書に補助事業の具体的な内容は正しく記載されているか	
2-3	請負会社等への支払いは該当項目にチェックしているか	
2-4	共同申請の場合、社名、役割等が記載されているか	
2-5	設備詳細に計算シートによる計算結果が記載されているか	
2-6	CO2排出削減量およびCO2削減率の計算は正しいか(停電対応型CGSのみ)、費用対効果の計算は正しいか	
2-7	災害時の対応能力について、正しくチェック・選択され、審査事項整理表、供給証明書(検討結果)が添付されているか	
2-8	「補助事業の開始予定日」は請負会社等との契約予定日となっており、「発注計画書」の記載と合致しているか	
2-9	「補助事業の完了予定日」は請負会社等への支払い完了予定日(令和5年2月28日以前)となっているか	
2-10	都市ガス導管事業者が適切に記載されているか	
2-11	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額は見積書と整合性がとれ、正しく算出されているか	
2-12	各経費の欄に金額がない場合は、空欄とせず〇と記載されているか	
2-13	補助事業者の概要欄に「業種」「資本金」「従業員」が記入されているか	
2-14	資金調達計画の補助金と補助金交付申請額が一致しており、補助事業に要する経費と合計額が一致しているか	
2-15	国からの他の補助金と重複する(予定含む)場合はチェック及び補助金名が記載されているか	
2-16	「地図」「審査事項整理表」「申請金額整理表」「補助事業に要する経費と補助対象経費の差額が分かる資料」を添付しているか	
2-17	共同申請の場合、別紙③申請者別経費等内訳、④申請者別資金計画、役割分担体制表は添付されているか	
3. 発注計画書		
3-1	「補助事業の開始予定日」から「完了予定日」までのスケジュールが明記されているか	
3-2	「補助事業の開始及び完了予定日」は「様式第2_実施計画書」の記載と合致しているか	
3-3	「補助事業の開始予定日」(請負会社等との契約予定日)が交付決定予定日以降であるか	
3-4	「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は令和5年2月28日以前であるか	
4. 補助事業方式の設備に関する仕様		
4-1	メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書やカタログ等の写しがあるか	
4-2	計算シートが添付されているか、入力している内容・数値は正しく記載されているか(停電対応型CGSのみ)	
4-3	計算シートの計算根拠および想定稼働データ(熱と電気)が添付されているか(停電対応型CGSのみ)	
4-4	室内機接続確認シートが添付されているか(停電対応型GHPのみ)	
5. 補助事業方式の設備に関する図面		
5-1	全体図・配置図・システム図・単線結線図が添付され、色分け等により補助対象部分が明記されているか	
5-2	敷地内ガス配管の口径、延長、分岐等が明記されている平面図・アイソメ図が添付されているか	
5-3	対象設備の運転状況を確認するために必要な専用の計測装置が明示されているか	
6. 見積依頼書・見積書の写し		
6-1	見積依頼書の写しは添付されているか、機器仕様および工事内容は十分に表現されているか	
6-2	見積依頼書に記載した内容は、メーカ指定や数量指定をしていないか	
6-3	見積書に日付の記載があるか	
6-4	見積書の件名は、見積依頼書と同じになっているか	
6-5	見積書の宛名が申請者の法人名と同一であるか	
6-6	指定された経費区分に分かれているか	
6-7	経費区分毎の補助対象経費、補助対象経費合計が記載されているか、補助対象を明確にしているか	
7. 会社情報		
7-1	会社・事業所のパンフレット・役員名簿がそろっているか	
7-2	履歴事項全部証明書のコピー、および前年度の財務諸表がそろっているか	
7-3	地方自治体等及び非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類がそろっているか	
8. 避難所として協定を締結していることが証明できる書類の写し		
8-1	防災計画指定等の施設であることが分かる証明書類や契約書の写しが添付されているか	
8-2	避難所等における災害種別および立地確認書およびハザードマップが添付されているか	
9. 中圧導管または耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けていることを示す書類		
9-1	既存設備のガス導管図面(引込(予定)箇所及び本支管・供給管(引込管)の材質が分かるもの)、ガスマーテー及び銘板の写真等が添付されているか	
9-2	都市ガス会社が発行した供給証明書(検討結果)の写しが添付されているか	
10. 該当する場合に添付が必要な書類		
10-1	[リース、エネルギーサービス、賃貸借等による申請] 内容に関する契約書(案可)の写し、料金計算書等	
10-2	[支払委託契約による申請] 支払委託契約書(案可)の写し	
10-3	[競争入札によらずに発注先選定する場合] 発注先選定理由書(認められた場合のみ)	
10-4	必要な追加書類	

※該当しない項目にも「-」を記入し、空欄を作らないこと

(別紙⑭)

交付申請書 目次

必要に応じて、項目を追加または削除して作成してください

- 1 : 交付申請書（様式第1）
- 2 : 実施計画書（様式第2）
審査事項整理表（別紙①）
申請金額整理表（別紙②）
補助事業に要する経費と補助対象経費の差額が分かる資料
案内図
役割分担を示す体制表
補助事業に要する経費等の申請者別内訳について（別紙③）
申請者別の資金調達計画について（別紙④）
 - I : 発注計画書（別紙⑤）
 - II : 補助事業方式の設備に関する仕様
 - III : 補助事業方式の設備に関する図面
 - IV : 別紙⑧-1 見積依頼書、見積書の写し
 - V : 会社情報（パンフレット、別紙⑨役員名簿、履歴事項全部証明書、財務諸表）
 - VI : 避難所として協定を締結していることが証明できる書類の写し
別紙⑪避難所等における災害種別および立地確認書
 - VII : 別紙⑩供給証明書
 - : リース・エネルギーサービス・賃貸借等に関する契約書（案可）の写しと料金計算書等
 - : 支払委託契約書（案可）の写し
 - : 発注先選定理由書（別紙⑫）
- VIII : 交付申請時提出書類チェックリスト（別紙⑬）

【参考資料】

◇ 交付申請書ファイリング例

